

第79回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2025年6月21日（土曜日）午後1時開会

開催場所

東京都豊島区西池袋一丁目11番1号
メトロポリタンプラザビル12階
ステーションコンファレンス池袋 Room 1

決議事項

＜会社提案（第1号議案から第3号議案まで）＞

第1号議案 資本準備金及び利益準備金の額の減少の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

＜株主提案（第4号議案及び第5号議案）＞

第4号議案 取締役佐藤英志氏解任の件

第5号議案 取締役高野聖史氏解任の件



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧ください。
<https://p.sokai.jp/4626/>



株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当期における世界経済は、依然として地政学リスクの高まりによる資源等の高騰に加えて、欧米諸国での高金利の継続や為替変動など、厳しい事業環境が続いております。

このような状況の中、エレクトロニクス事業において、リジッド基板用部材については車載関連部材、スマートフォン関連部材、ディスプレイ関連部材において販売数量が前年同期を上回り、半導体パッケージ基板用部材についても、液状製品、ドライフィルム製品ともに販売数量が前年同期を上回りました。特にドライフィルム製品は当期中、需要の回復がみられ、メモリ向け製品を中心に販売数量が増加しました。

医療・医薬品事業において、製造販売事業については、長期収載品の選定療養等による市場環境の変化に伴う販売数量減少の影響があったものの、他社同効薬の供給不足による需要増加、鎮咳去痰薬への需要増加及びレミニール[®]の製造販売承認の承継により、売上高が前年同期を上回りました。また製造受託事業についても、製造委託元からの要請による受託数量増加により、売上高が前年同期を上回りました。

その結果、当期の売上高、営業利益、経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益は、前年同期を上回ることとなりました。

なお、当期の期末配当につきましては、1株当たり150円00銭とすることを取締役会において決議いたしました。

これにより中間配当金（40円00銭）とあわせた年間の配当金は1株当たり190円00銭となります。

株主の皆様におかれましては、今後も一層のご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

代表取締役社長
佐藤英志

証券コード4626
2025年5月30日

株主の皆様へ

埼玉県比企郡嵐山町大字大蔵388番地
太陽ホールディングス株式会社
代表取締役社長 佐藤 英志

第79回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第79回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面（郵送）又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月20日（金曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2025年6月21日（土曜日）午後1時
2. 場 所 東京都豊島区西池袋一丁目11番1号 メトロポリタンプラザビル12階
ステーションコンファレンス池袋 Room 1
※ご来場の際は末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。
3. 目的事項
 - 報告事項
 1. 第79期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第79期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件
 - 決議事項<会社提案（第1号議案から第3号議案まで）>
第1号議案 資本準備金及び利益準備金の額の減少の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

<株主提案（第4号議案及び第5号議案）>
第4号議案 取締役佐藤英志氏解任の件
第5号議案 取締役高野聖史氏解任の件
※当社取締役会は、第4号議案及び第5号議案に反対しております。当社取締役会の意見は、「株主総会参考書類」をご参照ください。
なお、株主提案（第4号議案及び第5号議案）に係る議案の要領は「株主総会参考書類」に記載のとおりであります。
4. 議決権の行使に関する事項
「議決権の行使についてのご案内」をご参照ください。

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会より、株主総会資料につきまして紙資源の削減と、議決権を行使いただくうえで必要な情報提供との両立を図るため、株主の皆様のお手元には一部を抜粋した資料（サマリー版）をお送りしております。

当社では、株主総会資料はウェブサイトにてご確認くださいことを原則とし、基準日までに書面交付請求のお手続きを完了された株主様に限り、資料一式を書面でお送りすることにしております。なお、一部の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の2の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。また、監査等委員会及び会計監査人が監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類は、お送りする書面に記載したもののほか、各ウェブサイトに掲載している一部の事項を含んでおります。

本株主総会の招集においては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、ご確認くださいようお願い申し上げます。なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

【当社ウェブサイト】

<https://www.taiyo-hd.co.jp/jp/>



上記ウェブサイトアクセスしていただき、メニューより「投資家情報」、「株式情報」、「株主総会」を順に選択のうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

【東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東証ウェブサイトにアクセスしていただき、「銘柄名（会社名）」に当社名「太陽ホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「4626」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認くださいようお願い申し上げます。

議決権の行使についてのご案内

株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権の行使には以下の3つの方法がございます。



定時株主総会にご出席いただける場合

本招集ご通知とあわせてお送りしました議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。なお、株主様でない代理人及び同伴の方など、議決権を行使することができる株主様以外の方はご入場いただけませんのでご注意ください。

日 時 2025年6月21日（土曜日）午後1時

場 所 東京都豊島区西池袋一丁目11番1号 メトロポリタンプラザビル12階
ステーションコンファレンス池袋 Room 1



インターネットで議決権を行使される場合

パソコン又はスマートフォンから議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufig.jp/>) にアクセスし、本招集ご通知とあわせてお送りしました議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2025年6月20日（金曜日）午後5時まで受付

- インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合やパソコン又はスマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- 書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

機関投資家の皆様へ

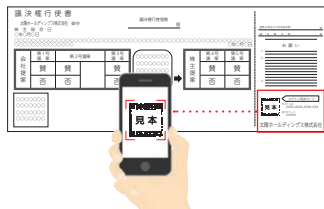
機関投資家の皆様は、電磁的方法による議決権行使の方法として、あらかじめお申し込みされた場合には、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことができます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

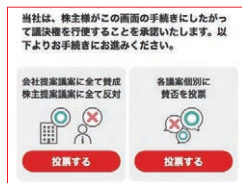
議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力することなく、議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙（右側）に記載されたQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



スマートフォン機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードでのログインができない場合には、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」にて議決権行使を行ってください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」をご入力ください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

- 会社提案の全ての議案を賛成、株主提案の全ての議案を反対とされる場合
- 会社提案、および株主提案の議案について個別に賛否を入力される場合

確認画面へ

賛否行使画面へ

議案の内容をご覧になる場合は、[こちら](#) をクリックしてください。

議案の内容(英文)をご覧になる場合は、[こちら](#) をクリックしてください。

インターネットによる議決権行使でパソコン又はスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

インターネット配信のご案内

株主総会の状況は、インターネットにおける同時配信によりご視聴することが可能です。

ご視聴を希望される株主様は、以下のログイン方法のご案内（手順）にてご視聴いただきますようお願い申し上げます。

ログイン方法のご案内（手順）

配信日時

2025年6月21日（土曜日）午後1時00分より
（ログインは、午後0時30分より）

① 配信サイトに
アクセス

<https://web.lumiconnect.com/>



② 言語選択を「日
本語」にする

日本語

③ ミーティング
IDをご入力

164-389-654

ミーティングIDご入力後「ログイン」ボタンを押してください。

LUMI

ミーティングID入力

ログイン

④ ID・パスワード
をご入力

◆ ID : 株主番号 8 ケタ（ハイフンのはのぞく）
◆ パスワード : ご登録の郵便番号 7 ケタ（3月末時点）

ID、パスワードをご入力後、「ログイン」ボタンを押してください。

太陽ホールディングス
第79回定時株主総会

ログインID

ログインPW

ログイン

※ログインガイド ▼

開会時間となる2025年6月21日（土曜日）午後1時00分までお待ちください。

事前質問の受付

本総会の目的事項に関して、事前にご質問いただくことができます。なお、事前にご質問いただいた事項につきましては、本総会で可能な限りご回答させていただく予定です。

「ログイン方法のご案内（手順）」をご参照のうえ、以下に記載の事前質問受付期間中に配信サイトへログインください。配信サイトへのログイン後、「事前質問」タブより、事前のご質問を送信いただけます。

事前質問受付期間

2025年5月30日（金曜日）午前0時から2025年6月20日（金曜日）午後5時まで

当日質問の受付

インターネット配信では、「質問（コメント）」タブより、本総会の配信動画をご視聴いただきながらご質問（コメント）いただくことができます。なお、全画面表示の状態、ご質問（コメント）の入力タブが表示されない場合には、画面右上の×（バツ）ボタンで、全画面表示を解除したうえで、ご質問（コメント）の入力を行ってください。また、いただいたご質問（コメント）のうち、個人のプライバシーの侵害となる可能性がある等、その公開に支障があるものを除き、株主総会当日又は後日当社ホームページにてご回答・ご紹介させていただくことを予定しております。

ご注意事項

1. インターネット配信に必要な環境

インターネット配信をご視聴いただくためには、以下環境でのご利用を推奨いたします。なお、インターネット配信に必要な通信機器類及び通信料金等の一切の費用については、株主様のご負担となります。株主様ご利用のパソコン、スマートフォン等の不具合や、株主様ご自身の通信環境等を原因として、インターネット配信をご視聴いただけない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

	PC		モバイル	
	Windows	Mac	Android	iOS
OS	Windows10以上	macOS 最新版	Android 5 以上	iOS11以上
ブラウザ*	Microsoft Edge Google Chrome Mozilla Firefox	Safari	Chrome	Safari

※最新バージョンにてご視聴ください

2. その他の注意事項

- ・ご視聴の場合は、当日株主総会会場における会社法上のご出席・ご質問のお取り扱いとはならず、また動議のご提出もできませんのでご注意ください。議決権行使は、書面（郵送）又はインターネットによる方法で行っていただいた内容でのお取り扱いとさせていただきます。
- ・通信環境等を原因として、株主様がインターネット配信をご視聴いただけない場合がございますが、当社として、このような通信トラブルにより株主様が被った不利益等に関しては一切の責任を負いかねます。
- ・インターネット配信の撮影、録画、録音、保存、SNSなどでの投稿等は固くお断りいたします。
- ・インターネット配信及びコメント入力に対応している言語は、日本語のみとなります。

株主総会参考書類

<会社提案（第1号議案から第3号議案）>

第1号議案から第3号議案までは、会社提案によるものです。

第1号議案 資本準備金及び利益準備金の額の減少の件

今後の分配可能額の充実及び資本政策の機動性、柔軟性を確保するため、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金及び利益準備金の取り崩しを行い、その減少した全額をその他資本剰余金及び繰越利益剰余金に振り替えたいと存じます。

減少する準備金の額及び準備金の額の減少が効力を発生する日は次のとおりであります。

(1) 減少する準備金の額

資本準備金 10,999,327,657円のうち、10,999,327,657円（全額）

利益準備金 620,700,000円のうち、620,700,000円（全額）

(2) 準備金の額の減少が効力を生ずる日

2025年7月31日（予定）

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、ガバナンス体制強化のため社外取締役を1名増員し、社外取締役2名を含む取締役4名の選任をお願いするものであります。
なお、各候補者はその就任について承諾しております。

各候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名	現在の当社における地位・担当	
1	さ とう えい じ 佐 藤 英 志	代表取締役社長 グループ最高経営責任者（CEO） リスクマネジメント担当 医療・医薬品カンパニーCEO 研究本部担当	再 任
2	さい とう ひとし 齋 藤 斉	代表取締役副社長 エレクトロニクスカンパニーCEO	再 任
3	つち や けい こ 土 屋 恵 子	社外取締役	再 任 社 外 独 立
4	まる やま みさえ 丸 山 みさえ		新 任 社 外 独 立



所有する当社の株式数
普通株式

544,323株

候補者番号

1

さ とう えい じ
佐藤 英志 (1969年5月3日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1992年 4 月 監査法人トーマツ（現：有限責任監査法人トーマツ）入所
1999年10月 株式会社エスネットワークス代表取締役社長
2008年 6 月 当社取締役
2010年 4 月 当社代表取締役副社長
同年 7 月 TAIYO INK INTERNATIONAL (SINGAPORE) PTE LTD Director
2011年 3 月 株式会社エスホールディングス（現：株式会社エスネットワークス）取締役
同年 4 月 当社代表取締役社長、グループ最高経営責任者（CEO）（現任）
2012年 4 月 太陽油墨（蘇州）有限公司董事
同年12月 永勝泰科技股份有限公司董事
2014年 4 月 太陽インキ製造株式会社代表取締役社長
同年12月 太陽グリーンエナジー株式会社代表取締役社長
2016年 6 月 当社リスクマネジメント担当（現任）
2017年 8 月 太陽ファルマ株式会社代表取締役会長（現任）
2018年 6 月 太陽インキ製造株式会社取締役
2019年 4 月 太陽ファルマテック株式会社取締役
同年10月 太陽ファルマテック株式会社代表取締役社長（現任）
2022年 5 月 当社医療・医薬品カンパニーCEO（現任）
2023年 4 月 株式会社ファンリード取締役（現任）
2024年 6 月 当社研究本部担当（現任）

取締役候補者とした理由

佐藤英志氏は、2008年に取締役に就任した後、代表取締役副社長を経て、2011年より代表取締役社長に就任し、意思決定及び業務執行の監督など当社グループの経営を統括しております。引き続き当社グループの意思決定及び業務執行の監督に重要な役割を果たせるものと判断し、取締役候補者としたしました。



所有する当社の株式数

普通株式

135,742株

候補者番号

2

さい とう
齋 藤

ひとし
齊 (1965年4月21日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1995年11月 株式会社ウインシステム Marketing Manager (Win System Europe)
1996年 9 月 当社入社
2001年 6 月 TAIYO INK INTERNATIONAL (SINGAPORE) PTE LTD Managing Director
同年 7 月 TAIYO INK (THAILAND) CO., LTD. General Manager/Director
2010年 7 月 当社海外営業部長
2012年 6 月 太陽インキ製造株式会社取締役 (現任)
2015年 4 月 太陽インキプロダクツ株式会社代表理事社長兼CEO
2016年 5 月 韓国タイヨウインキ株式会社代表理事社長兼CEO
同年 6 月 当社取締役
同年 7 月 当社取締役専務執行役員
2019年 4 月 TAIYO AMERICA, INC. Director (現任)
同年10月 TAIYO INK INTERNATIONAL (SINGAPORE) PTE LTD Director (現任)
2020年 2 月 TAIYO TRADING (THAILAND) CO., LTD Director (現任)
同年 4 月 韓国タイヨウインキ株式会社代表理事会会長兼CEO
同年 同月 太陽インキプロダクツ株式会社代表理事会会長兼CEO
同年 5 月 台湾太陽油墨股份有限公司董事長 (現任)
同年 同月 永盛泰新材料 (江西) 有限公司董事 (現任)
同年 6 月 TAIYO CIRCUIT AUTOMATION, INC. Director (現任)
同年 同月 TAIYO INK VIETNAM CO., LTD. Chairman (現任)
2021年10月 永勝泰科技股份有限公司董事長 (現任)
同年12月 太陽油墨 (蘇州) 有限公司董事長 (現任)
同年 同月 永勝泰油墨 (深圳) 有限公司董事長 (現任)
2022年 1 月 韓国タイヨウインキ株式会社理事 (現任)
同年 同月 太陽インキプロダクツ株式会社理事 (現任)
同年 5 月 当社エレクトロニクスカンパニーCEO (現任)
同年 6 月 当社代表取締役副社長 (現任)
2025年 4 月 泰必豐半導體材料 (深圳) 有限公司董事長 (現任)
同年 同月 太陽油墨貿易 (深圳) 有限公司董事長 (現任)

取締役候補者とした理由

齋藤齊氏は、海外における豊富なマーケティングの見識とマネジメント経験を有し、当社グループ会社の責任者として各社を統率してまいりました。これらの経験と知見を引き続き当社の意思決定に活かせるものと判断し、取締役候補者といたしました。



所有する当社の株式数
普通株式

800株

候補者番号

3

つち や けい こ
土屋 恵子

(1960年5月13日生)

再任

社外

独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 4 月 株式会社電通入社
1989年 4 月 株式会社フェラーグ入社
1991年 4 月 オーストラリア貿易促進庁入庁
1994年 1 月 ベクトン・ディッキンソン株式会社HRプランニング&オーガニゼーション・エフェクティブネス・ダイレクター
2004年 7 月 株式会社ヒューマンバリューチーフ・リサーチャー&プロデューサー
2005年10月 GE東芝シリコン株式会社（現：モメンティブ・パフォーマンス・マテリアルズ・ジャパン合同会社）太平洋地域、執行役員人事本部長
2009年 1 月 シスコ株式会社シニア・HRマネージャー
2011年 2 月 ジョンソン・エンド・ジョンソン株式会社人事本部ヴァイスプレジデント
2015年 8 月 アデコ株式会社取締役人事本部長
2016年 1 月 同社取締役ピープルバリュー本部長
2017年 6 月 当社社外取締役（現任）
2019年 6 月 一般社団法人ティーチャーズ・イニシアティブ理事（現任）
2021年 6 月 日本軽金属ホールディングス株式会社社外取締役（現任）
2024年 4 月 株式会社トゥビーイングズアドバイザー（現任）
同年 6 月 株式会社教育と探求社取締役（現任）
同年 同月 当社取締役会議長（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

土屋恵子氏は、総合人材サービス業での取締役経験並びにヘルスケアや素材などの製造分野での事業会社の経営経験をはじめとして、人事分野における豊富な経験と知見を有しております。これらを引き続き当社の人事部門及び人材の強化に活かせるものと判断し、社外取締役候補者いたしました。



所有する当社の株式数
普通株式

一株

候補者番号

4

まる やま

丸山 みさえ (1970年7月13日生)

新任

社外

独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1993年10月 監査法人トーマツ（現：有限責任監査法人トーマツ）入所
2011年12月 丸山みさえ公認会計士事務所設立（現任）
2021年 8月 株式会社スリーシェイク社外監査役
2022年 3月 株式会社ヤプリ社外監査役（現任）
2023年 5月 ディップ株式会社社外取締役（監査等委員）（現任）
2024年 6月 あゆみ製薬ホールディングス株式会社社外監査役（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

丸山みさえ氏は、社外役員という立場以外で企業経営に関与された経験はありませんが、公認会計士としての専門知識と豊富な経験を有するほか、他社の社外監査役を歴任された経験による幅広い見識を有しております。これらの経験や実績が当社グループの持続的な企業価値向上に寄与するものと判断し、社外取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 当社と各候補者との間に特別の利害関係はございません。
2. 土屋恵子氏及び丸山みさえ氏は、社外取締役候補者であります。
3. 土屋恵子氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
4. 当社は、土屋恵子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定しております。同氏が再任された場合には、引き続き独立役員として指定する予定であります。また、丸山みさえ氏については、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
5. 当社は、土屋恵子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、本総会において同氏の再任が承認された場合、同契約を継続する予定であります。また、丸山みさえ氏が選任された場合には、当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する同契約を締結する予定であります。
- これらの契約内容の概要は、次のとおりであります。
- ・取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、法令が規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、被保険者の損害を当該保険契約によって補填することとしており、各候補者が取締役就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、役員等賠償責任保険契約の内容の概要につきましては、事業報告に記載の「2. 会社の現況 (3) 会社役員の状況 ① 取締役の状況 (2025年3月31日現在) 注9. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」をご参照ください。
7. 各候補者と当社との間には、会社法第430条の2第1項第1号に規定の費用及び同項第2号に規定の損失に関する補償契約を締結する予定はございません。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

現任の監査等委員である取締役のうち、照沼かおり氏は本総会終結の時をもって辞任されますので、その補欠として監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、補欠として選任する監査等委員である取締役の任期は、当社定款の定めにより、辞任された監査等委員である取締役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案に関しましては、社外取締役を主要な構成員とする指名報酬委員会において候補者を審議のうえ、監査等委員会の同意を得て決定しております。

なお、候補者はその就任について承諾しております。

候補者は、次のとおりであります。



候補者

しま むら のり あき
嶋村 紀明 (1966年1月24日生)

新任

所有する当社の株式数
普通株式

11,600株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年 4 月 当社入社
2008年 8 月 台湾太陽油墨股份有限公司董事兼営業部長
2013年 4 月 太陽インキ製造株式会社導電材プロジェクトプロジェクトリーダー
2018年 4 月 同社 P C B 営業部長
2019年10月 同社 P C B マテリアル部長
2020年 4 月 同社北九州事業所長
2022年 1 月 当社知財法務部長
2024年 6 月 当社コンプライアンス・オフィサー（現任）
2024年 7 月 当社執行役員（現任）

監査等委員である取締役候補者とした理由

嶋村紀明氏は、当社子会社の取締役、当社の知財法務部長を歴任し、2024年から執行役員及びコンプライアンス・オフィサーを務め、その職務・職責を適切に果たしています。これら豊富な経験を通じて培われた幅広い知見を有していることから、監査等委員である取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断し、監査等委員である取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 当社と候補者との間に特別の利害関係はございません。
2. 嶋村紀明氏が選任された場合には、当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
- その契約内容の概要は、次のとおりであります。
- ・監査等委員である取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、法令が規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、当該監査等委員である取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、被保険者の損害を当該保険契約によって補填することとしており、候補者が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、役員等賠償責任保険契約の内容の概要につきましては、事業報告に記載の「2. 会社の現況 (3) 会社役員の状況 ① 取締役の状況 (2025年3月31日現在) 注9. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」をご参照ください。
4. 候補者と当社との間には、会社法第430条の2第1項第1号に規定の費用及び同項第2号に規定の損失に関する補償契約を締結する予定はございません。

【ご参考】本株主総会後の取締役の専門性及び経験

氏名	本株主総会後の 当社における 地位・担当役職	企業経営 事業戦略	グローバル	生産品質 研究開発	ESG サステナ ビリティ	人材マネ ジメント 多様性	財務会計 M&A	法務 リスクマネ ジメント
佐 藤 英 志	代表取締役社長	○				○	○	○
齋 藤 齊	代表取締役副社長	○	○	○	○			
土 屋 恵 子	社 外 取 締 役	独立	○		○	○		
丸 山 み さ え	社 外 取 締 役	独立 新任				○	○	○
嶋 村 紀 明	取 締 役 (常勤監査等委員)	新任	○	○				○
杉 浦 秀 徳	社 外 取 締 役 (常勤監査等委員)	独立			○		○	○
佐 藤 郁 美	社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	独立			○	○		○

独 立：株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

企 業 経 営 ・ 事 業 戦 略：経営経験、取締役経験、事業戦略などを想定

グ ロ ー バ ル：グローバルを意識した事業展開の実現、経験を想定

ESG・サステナビリティ：環境、社会貢献活動、地域創生活動、持続可能な事業活動の意味を含む

人材マネジメント・多様性：多様化する組織や社会に対応する自律型人材開発・育成・活用、マネジメント、ダイバーシティ（女性推進活動など）に関する取り組みなどを想定

財 務 会 計 ・ M & A：財務会計及び戦略的なM&Aに対する経験、知見を想定

<株主提案（第4号議案及び第5号議案）>

第4号議案及び第5号議案は、1名の株主様（OASIS JAPAN STRATEGIC FUND Y LTD.様）からのご提案となっております。

第4号議案及び第5号議案の提案の理由をまとめて記載しておりますが、株主様から提出された書面に記載された内容を引用しており、当社においては議案番号の追加、表記の統一等の形式的な修正のみを行っております。

なお、当社取締役会としては、第4号議案及び第5号議案に反対しております。

当社取締役会の意見をご確認いただき、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

第4号議案 取締役佐藤英志氏解任の件

1.議案の要領

取締役佐藤英志氏を解任すること。

第5号議案 取締役高野聖史氏解任の件

1.議案の要領

取締役高野聖史氏を解任すること。

第4号議案及び第5号議案の提案の理由

当社にはコーポレートガバナンス及び事業運営に関する以下の懸念があることから、当社の取締役佐藤英志氏（佐藤氏）及び高野聖史氏（高野氏）の解任を提案します。また、当社株主は、両氏の再任やD I C株式会社（D I C）関係者を取締役として選任する議案には反対すべきです。

(1) 既存株主の希薄化を目的とした第三者割当増資

当社は2017年にD I Cに対して大規模な第三者割当増資を行い、既存株主の議決権を希薄化しました。当該増資の主要な目的は、企業価値向上や資金調達ではなく、増資直後の2017年定時株主総会で、前年度に株主の反対により上程撤回を余儀なくされた医療・医薬品事業参画にかかる定款変更議案や取締役報酬議案を可決させることであったと推察されます。

(2) 佐藤氏に対する過大な報酬

佐藤氏が上記で可決させた取締役報酬議案により、2017年定時株主総会以降、佐藤氏の報酬水準は他の上場企業と比較して極めて高くなっています。

(3) 医療・医薬品事業への過剰な投資と失敗

佐藤氏が主導する医療・医薬品事業は、多額の投資に対して収益が低く、減損を重ね、当社の企業価値を毀損しています。

(4) タイ現地法人の不祥事と不適切な対応

当社元監査役大木勝氏（大木氏）は、当社タイ現地法人の責任者在任時、タイ政府に虚偽の内容の書類を提出しています。当該行為に対し、大木氏が当社の現任監査役であった2021年に逮捕状が発付され、2024年には有罪判決を受けました。当社の取締役・監査役は2021年に逮捕状の存在を認知したにも関わらず、何ら有効な対策を取らなかったことから、善管注意義務に違反している可能性が高いです。

(5) D I C派遣取締役による監督の失敗

当社と、筆頭株主であるD I Cとの間には多額の取引があり利益相反が存在するため、タイ不祥事における対応でもそうであったように、D I C派遣取締役は実効的な監督機能を果たすことが期待できません。

【取締役会の意見】

当社取締役会は、第4号議案及び第5号議案に反対します。
理由は以下のとおりです。

〈第4号議案 取締役佐藤英志氏解任の件〉

当社取締役会は、本議案に反対します。理由は以下のとおりです。

佐藤氏は2011年4月の当社代表取締役社長就任以来、コーポレートガバナンスの強化に尽力するとともに、当社の主力事業であるエレクトロニクス事業の更なる成長のための投資やM&Aはもちろんのこと、事業の多角化を背景に医療・医薬品事業に進出、発展させてまいりました。その結果、過去最高の売上高・営業利益を何度も更新し続けており、当社代表取締役社長就任当時と比較すると、当社の連結売上高は約3倍、連結営業利益は約4倍となるなど（2011年3月期対比）、事業成績・企業価値を飛躍的に伸ばしております（株価は2011年4月1日対比で約4倍となり、過去最高値となっております。）。このように、佐藤氏は取締役として非常に高い職務遂行能力を有しており、引き続き当社の企業価値向上への主導的な役割が期待できることから、取締役としての適格性に疑義を生ずる余地はありません。

本株主提案が指摘する点が解任の理由にあたらなことは以下に述べるとおりであり、佐藤氏の高い職務遂行能力やこれまでの実績も踏まえ、当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

なお、本株主提案に対する当社取締役会の意見については、指名報酬委員会の答申を踏まえ、当社取締役会において審議し、決議されております。

(1) 本第三者割当増資が既存株主の希薄化を目的としたものでないこと

2017年に実施したD I Cに対する第三者割当増資（以下「本第三者割当増資」といいます。）は、2017年1月25日付当社プレスリリース「D I C株式会社との資本業務提携、第三者割当による新株式発行及び自己株式の処分並びに主要株主、主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」に記載のとおり、2017年当時の事業環境の変化の中で新たな事業機会を捉え、飛躍的な成長を目指すために、優れた素材開発力、生産・物流拠点及び資金力を持ち、当社グループの事業展開を補完することができるD I Cとの戦略的パートナーシップを組むとともに、当社グループの短期的な経営課題の解決と中長期的な経営戦略の推進に必要な資金を調達することを目的として行ったものです。

本第三者割当増資によるD I Cとの資本業務提携の成果として、プリント配線板以外の新規市場開拓としての、MID（立体成形基板）材料の相互評価・改良や新規用途への展開の進行、次世代通信規格5G以降の高周波帯域で使用する電子機器向け材料の共同開発（高周波対応配線形成用新シードフィルムの共同開発（第53回 日化協技術特別賞を受賞）など）、当社製品の原料をD I Cから調達可能にし、原料の主要な調達先を複数確保することによるBCPの強化などの様々なシナジーが創出されております。また、本第三者割当増資により調達した資金は、これらの新規事業や、エレクトロニクス事業における台湾工場の建て替え及び生産性向上、北九州事業所のドライフィルムライン増設、IT基盤の再構築、並びにM&Aの実行などに活用されております。

なお、2016年度の第70回定時株主総会における医療・医薬品事業参画に係る定款変更議案や取締役報酬議案の上程撤回は、より多くの株主の皆様これらの議案の趣旨・目的をご理解いただくことを目的としたものであり、当社の特定の株主様の反対によりこれらの議案の上程撤回を余儀なくされたとの事実は存在しません。したがって、当社がこれらを可決させるために本第三者割当増資を行ったとの本株主提案の主張は事実と反しております。

(2) 佐藤氏に対する報酬が過大なものでないこと

佐藤氏は、上記のとおり、過去最高の売上高・営業利益を何度も更新し続けるなど、当社の事業成績を飛躍的に伸ばしており、取締役として非常に高い職務遂行能力を有しています。現在の佐藤氏の報酬水準は、かかる職務遂行能力に見合ったものとなっております。

また、当社の報酬制度は、①基本報酬、②業績連動金銭報酬、③業績連動株式報酬（3年間の譲渡制限）及び④譲渡制限付株式報酬（10年間の譲渡制限）で構成されます。このうち、①及び②は現金報酬ですが、佐藤氏の現金報酬①及び②の合計はプライム市場の他社代表取締役の現金報酬の平均値以下であって、かつ中央値に近い水準にとどまっております。特に、①は、業績に連動しない固定報酬ですが、プライム市場の他社代表取締役と比較すると、下位25%の水準です。当社の業務執行取締役の報酬は、③及び④の株式報酬の比率が高く、株主の皆様と価値を共有し、かつ、報酬全体として、業績連動性が高い設計になっています。そのため、業績次第で報酬の金額は増額し得ますが、これは佐藤氏の貢献により当社の業績が好調であることによるものです。

さらに、当社の2017年度の第71回定時株主総会で承認可決いただいた取締役報酬議案は、税制改正及び経済産業省による「攻めの経営」を促す役員報酬制度の提示に伴い、普通株式による譲渡制限付株式報酬制度の導入が可能になったことを受けて提案させていただいたものであり、佐藤氏に対して過大な報酬を付与するために提案を行ったものではございません。株主の皆様との価値共有は、佐藤氏が代表取締役社長になる以前からの当社の役員報酬に関する考え方であり、また、当社は、その方針に沿って、2014年度という早期から、当時は先進的であった株式報酬制度を導入しておりました。

勿論、こういった報酬制度の導入は、業務執行取締役の独断で決定しているものではなく、社外役員及び社外有識者が過半数を占める報酬諮問委員会（現：指名報酬委員会）等、客観的・中立的な視点を有する機関での議論、答申を踏まえて行ってきたものです。

(3) 医療・医薬品事業への投資が不適切な経営上の判断でないこと

当社は半導体市況等に左右されがちな連結業績に安定感と持続的な成長をもたらすため、長期収載品の事業承継等による医薬品の製造販売から医療・医薬品事業に参入し、その後CDMOに展開いたしました。医療・医薬品事業とエレクトロニクス事業との間には、生産プロセスや海外展開含めた工場運営ノウハウの相互活用といった事業面のシナジーや、医療・医薬品事業を有することにより全社で活躍できる幅広いスキルと視野を持つ優秀な人材を採用・育成できる、といった人材面のシナジーが存在します。すなわち、医療・医薬品事業は、創業以来の化学メーカーである当社において、エレクトロニクス事業と一体と考え得る事業です。医療・医薬品事業をエレクトロニクス事業と分けて比べるとROIC（投下資本利益率）において低い水準なのは事実ですが、医療・医薬品事業は、事業の立ち上げと拡大のフェーズにおいてM&Aや事業譲受を実施した際ののれんの存在や、事業の成熟度及び事業サイクルの面においてエレクトロニクス事業とは異なる性質を有するものであり、かかる資本効率のみの観点から単純比較することはできません。加えて、EBITDAマージンなどではエレクトロニクス事業や全社事業を上回る事業年度もございます。

また、当社の医薬品製造販売、CDMOはいずれも多額の投資を必要とする上、成功確度の見通しが難しい創薬事業ではなく、当社に対し確実な売上・利益貢献をしております。

こうした点を踏まえ、当社取締役会としては、医療・医薬品事業は、当社経営の一翼を担う重要な事業であると認識しております。

なお、医療・医薬品事業では、事業の立ち上げ・拡大の際のM&Aや事業譲受によるのれんが存在するため、会計上は減損が発生する形となっておりますが、この点を大きく上回る上記のような事業価値が存在しております。このように、医療・医薬品事業は、断じて当社の「企業価値を毀損」するものではなく、「失敗」などと結論付けられるものではありません。現に、2026年3月期は医療・医薬品事業が過去最高の売上・利益となる増収・増益の業績予想となっており、着実に成長し業績に貢献しています。その結果、エレクトロニクス事業は為替の影響もあり減益の見通しですが、医療・医薬品事業の成長により、全社では233億円（前期比105%超）の過去最高益を見込んでおります。

なお、医療・医薬品事業への参入については、取締役会において十分な審議をした上で決議しております。また、医療・医薬品事業への参入のための定款変更については、2017年の定時株主総会において株主の皆様のご承認もいただいております。このように、医療・医薬品事業への参入にあたっての意思決定プロセスにも何ら問題はないと考えております。

(4) タイ現地法人の不祥事対応

本株主提案が指摘する事案に関し、当社が実施した調査結果からは、(i)当社グループの旧タイ現地法人（現在清算済み）において、大木氏の同社役員在任当時、株主総会に出席していない元当社関係者A氏（旧タイ現地法人の当時の株主名簿上、発行済株式数30,000株のうち1株の保有株主）について、出席した旨の議事録が作成されていたこと、(ii)かかる出席した旨の記載のある記録をタイ政府に提出したことを理由に、大木氏に対する逮捕状がタイにて2021年3月に発付されていたこと、及び(iii)2024年、タイの裁判所より大木氏に対して有罪判決が下されたことは認識しております。

なお、A氏は、旧タイ現地法人及び当社を被告としてタイの裁判所に民事訴訟を提起しており、自らが真の株主であるとの主張のもと、旧タイ現地法人の株主総会議事録の不備を理由として、旧タイ現地法人の株主総会決議の効力を争い、損害賠償の請求を行っていましたが、2021年、一審においてA氏の請求は棄却され、その後控訴されたものの、A氏の敗訴判決が確定しております。判決では、A氏は当社の代理人として無償で株主となっていたため、自己が真の株主であるとのA氏の主張は認められず、A氏の損害も発生していない旨の認定がされております。

本株主提案においては、当社が2021年に逮捕状の存在を認知したにもかかわらず有効な対策を取らなかったとご主張されておりますが、当社としては、逮捕状の発付をもって大木氏の有罪が確定するものではないことから、事実確認及び再発防止策の徹底等を優先し、直ちに大木氏の解任などの処分までは行わず、その後、大木氏は2022年6月をもって任期満了により当社監査役を退任となりました。

当社は、今後同様の事態が生じないよう、リスク事案発生時における取締役会への報告体制（透明性）の強化、対応方針の明確化を徹底しております。加えて、旧タイ現地法人は、当社グループ内における人員・売上・利益の規模が僅少であり、モニタリングの深度において他の主要子会社と比べ差があったことなどに鑑みて、今後他の非主要子会社において同様の事態が発生することを防止するため、グループ全体のリスク評価と対応の強化、教育・啓発の強化及び継続的な内部統制・子会社管理の強化といった対応を行っております。当社としては、今後もこれらの再発防止策を継続的に強化する予定です。

当社の元監査役及び旧現地法人での業務に関しかかる事案が生じたことについては厳粛に受け止めておりますが、上記のような再発防止策を実行していることから、当社取締役会としては、佐藤氏が本件に関して何ら有効な対策を取らなかったとのご指摘は妥当ではないものと考えております。

〈第5号議案 取締役高野聖史氏解任の件〉

当社取締役会は、本議案に反対します。理由は以下のとおりです。

当社取締役会としては、高野氏を始めとするＤＩＣ関係取締役は、いずれも当社に対する事業理解及びＤＩＣにおける幅広い職務経験に基づき、コーポレートガバナンスの向上へ寄与していると考えております。

具体的には、ＤＩＣ関係取締役は、当社に対する事業理解が深い人材が選定されており、現任の高野氏は、技術、研究開発及びマーケティングといった長年の豊富な経験、知見に加え、新規事業創出といった実績やグローバルな視点も有しており、これまでの当社取締役会においても、事業経験者ならではの貴重な助言を行っています。

加えて、当社は、独立した上場会社として、ＤＩＣの指示や事前承認によることなく、当社グループの企業価値向上及び少数株主の利益保護の観点から、独自に経営の意思決定を行っております。ＤＩＣ関係取締役については、ＤＩＣとの間で利害関係の存在する議案については審議及び決議に参加しないこととし、取引条件などの決定に係る意思決定プロセスの公正性も確保しております。

本株主提案に対する当社取締役会の意見については、指名報酬委員会の答申を踏まえ、当社取締役会において審議し、決議されております。

なお、本株主総会において、当社とＤＩＣとの間の協議による人事政策上の理由により、高野氏を始めとするＤＩＣ関係者を取締役として選任する議案はございませんが、高野氏を始めとするＤＩＣ関係取締役は、これまで当社取締役としての役割を十分に果たして参りました。

以上の理由から、当社取締役会は、第4号議案及び第5号議案に反対します。

以上

事業報告

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 当期の経営成績の概況

当連結会計年度の売上高は119,010百万円（前年同期比13.6％増）、営業利益は22,067百万円（前年同期比21.2％増）、経常利益は21,577百万円（前年同期比24.6％増）となりました。なお、太陽ファルマ株式会社において収益性が低下した販売権の見直しを実施し、減損損失を計上した影響等から、親会社株主に帰属する当期純利益は10,780百万円（前年同期比24.6％増）となりました。

セグメントごとの経営成績は次のとおりです。

当社グループは、事業子会社を基礎としたセグメントから構成されており、「エレクトロニクス事業」、「医療・医薬品事業」の2つを報告セグメントとしています。

エレクトロニクス事業

リジッド基板用部材については、車載関連部材、スマートフォン関連部材において中国地域での需要が好調に推移し、販売数量は前年同期を上回りました。また、ディスプレイ関連部材においてドライフィルム製品の需要が堅調に推移し、販売数量が前年同期を上回りました。

半導体パッケージ基板用部材については、液状製品、ドライフィルム製品ともに販売数量は前年同期を上回りました。特に、ドライフィルム製品において、上半期が低調であった前年同期と比較して当期中は需要の回復がみられ、メモリ向け製品を中心に販売数量が増加しました。

当事業については、海外での売上高比率が9割を超えていることから、為替が円安に推移することで増収、増益に寄与します。当期累計期間における期中平均為替レートは1米ドル152.5円であり、前年同期の期中平均為替レートである1米ドル144.4円と比較し8.1円の円安に推移しました。

その結果、売上高は81,703百万円（前年同期比14.4％増）、セグメント利益は21,458百万円（前年同期比30.4％増）となりました。

医療・医薬品事業

太陽ファルマ株式会社が行う医療用医薬品の製造販売事業については、前年同期と比較し、長期収載品の選定療養等による市場環境の変化に伴う販売数量減少の影響があったものの、他社同効薬の供給不足による需要増加及び鎮咳去痰薬への需要増加、レミニール[®]の製造販売承認の承継による売上高の増加により、売上高が前年同期を上回りました。

太陽ファルマテック株式会社が行う医療用医薬品の製造受託事業については、製造委託元からの要請による受託数量増加により、売上高が前年同期を上回りました。

また、当期より歯科技工製品の製造販売を行う株式会社リック（現：株式会社マイ・スターズ）を連結子会社化しました。

その結果、売上高は31,558百万円（前年同期比7.8%増）、セグメント利益は2,049百万円（前年同期比36.9%減）となりました。

② 設備投資の状況

当社グループにおける当連結会計年度の有形固定資産並びにソフトウェアへの設備投資額は、5,669百万円でした。その主なものとして、太陽ファルマテック株式会社において1,129百万円、太陽インキ製造株式会社において748百万円、太陽ファインケミカル株式会社において719百万円、太陽油墨（蘇州）有限公司において705百万円実施しました。

なお、当連結会計年度において重要な固定資産の除却、売却等はございません。

③ 資金調達の状況

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、金融機関と限度額21,000百万円の当座借越契約を締結しています。また、当事業年度におきましては、金融機関より借入金を中心に資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はございません。

⑤ 他の会社の事業譲受の状況

該当事項はございません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はございません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はございません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第76期 2022年3月期	第77期 2023年3月期	第78期 2024年3月期	第79期 (当連結会計年度) 2025年3月期
売上高 (百万円)	97,966	97,338	104,775	119,010
営業利益 (百万円)	17,958	15,972	18,203	22,067
経常利益 (百万円)	18,062	15,462	17,310	21,577
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	11,803	11,405	8,654	10,780
1株当たり当期純利益 (円)	209.13	203.71	154.89	193.18
総資産 (百万円)	189,273	187,263	212,751	192,022
純資産 (百万円)	85,466	92,739	100,398	102,978
1株当たり純資産額 (円)	1,522.11	1,663.25	1,795.14	1,854.68

(注) 2021年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。第76期(2022年3月期)の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第76期 2022年3月期	第77期 2023年3月期	第78期 2024年3月期	第79期 (当事業年度) 2025年3月期
営業収益 (百万円)	11,747	14,016	15,463	23,650
営業利益 (百万円)	5,252	6,788	7,236	15,188
経常利益 (百万円)	5,002	6,551	6,894	14,109
当期純利益 (百万円)	5,468	6,362	6,058	10,166
1株当たり当期純利益 (円)	96.89	113.64	108.44	182.18
総資産 (百万円)	128,674	116,604	132,686	117,962
純資産 (百万円)	52,715	53,967	55,662	59,577
1株当たり純資産額 (円)	938.85	967.91	995.29	1,073.05

(注) 2021年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。第76期(2022年3月期)の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はございません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議 決権比率	主 要 な 事 業 内 容
太 陽 イ ン キ 製 造 株 式 会 社	450百万円	100.0%	PCB用SR [*] 等の製造販売
太 陽 油 墨 (蘇 州) 有 限 公 司	30百万米ドル	100.0%	PCB用SR等の製造販売
永 盛 泰 新 材 料 (江 西) 有 限 公 司	7百万米ドル	(100.0%)	PCB用SR等の製造販売
台 湾 太 陽 油 墨 股 份 有 限 公 司	310百万台湾ドル	100.0%	PCB用SR等の製造販売
韓 国 タ イ ヨ ウ イ ン キ 株 式 会 社	2,698百万韓国ウォン	100.0%	PCB用SR等の製造販売
T A I Y O A M E R I C A , I N C .	2百万米ドル	100.0%	PCB用SR等の製造販売
TAIYO INK VIETNAM CO., LTD.	2,309百万ベトナムドン	100.0%	PCB用SR等の製造販売
TAIYO INK INTERNATIONAL (HK) LIMITED	10百万香港ドル	100.0%	P C B 用 S R 等 の 販 売
太 陽 油 墨 貿 易 (深 圳) 有 限 公 司	800千米ドル	100.0%	P C B 用 S R 等 の 販 売
永 勝 泰 油 墨 (深 圳) 有 限 公 司	7百万米ドル	(100.0%)	P C B 用 S R 等 の 販 売
永 勝 泰 科 技 股 份 有 限 公 司	313百万台湾ドル	100.0%	P C B 用 S R 等 の 販 売
太 陽 イ ン キ プ ロ ダ ク ツ 株 式 会 社	100百万韓国ウォン	(100.0%)	P C B 用 S R 等 の 販 売
TAIYO INK INTERNATIONAL (SINGAPORE) PTE LTD	2百万シンガポールドル	100.0%	P C B 用 S R 等 の 販 売
TAIYO TRADING (THAILAND) CO., LTD.	11百万タイバーツ	100.0%	P C B 用 S R 等 の 販 売
太 陽 フ ァ ル マ 株 式 会 社	450百万円	100.0%	医療用医薬品の製造販売
太 陽 フ ァ ル マ テ ッ ク 株 式 会 社	300百万円	100.0%	医療用医薬品の製造受託
株 式 会 社 リ ッ ク	30百万円	(100.0%)	歯科技工物の製造、販売
太 陽 フ ァ イ ン ケ ミ カ ル 株 式 会 社	49百万円	100.0%	染料、顔料、薬品及びインク等の製造販売
太 陽 グ リ ー ン エ ナ ジ ー 株 式 会 社	10百万円	100.0%	自然エネルギーによる発電事業等
株 式 会 社 嵐 山 食 堂	15百万円	100.0%	飲 食 施 設 の 運 営 等
株 式 会 社 フ ァ ン リ ー ド	80百万円	100.0%	システムエンジニアリングサービス
株 式 会 社 ア ペ ッ ク ス	21百万円	(100.0%)	シ ス テ ム 開 発
株 式 会 社 エ ク シ ー ズ	47百万円	(100.0%)	シ ス テ ム 開 発

※PCB用SR…プリント基板用ソルダーレジスト

- (注) 1. 永盛泰新材料（江西）有限公司に対する当社の議決権比率は、永勝泰科技股份有限公司を通じての間接所有分です。
2. 永勝泰油墨（深圳）有限公司に対する当社の議決権比率は、永勝泰科技股份有限公司を通じての間接所有分です。
3. 太陽インキプロダクツ株式会社に対する当社の議決権比率は、太陽インキ製造株式会社を通じての間接所有分です。
4. 株式会社リックに対する当社の議決権比率は、太陽ファルマテック株式会社を通じての間接所有分です。
5. 株式会社アベックスに対する当社の議決権比率は、株式会社ファンリードを通じての間接所有分です。
6. 株式会社エクシーズに対する当社の議決権比率は、株式会社ファンリードを通じての間接所有分です。
7. 当連結会計年度より連結範囲に含めた株式会社リック（現：株式会社マイ・スターズ）と株式会社エクシーズを重要な子会社に追加しました。
8. 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

③ その他の重要な企業結合の状況

D I C株式会社は、当社の株式を20.04%（議決権比率は20.05%）所有しており、当社はD I C株式会社の持分法適用の関連会社です。

(4) 対処すべき課題

当社は、経営理念である「楽しい社会の実現」に向け、2021年6月に長期経営構想「Beyond Imagination 2030」を策定いたしました。

2030年は、テクノロジーの進化、環境への想い、世界中の様々な取り組みの中で、私たちの想像を超えた未来が広がっていると想定されます。当社はそのような未来のために、夢ある様々なモノを生み出す会社でありたいと考えています。当社の自律型人材が、変化の多い環境下においても、中核事業であるエレクトロニクス事業、医療・医薬品事業をさらに発展させると同時に、エネルギー事業とデジタルトランスフォーメーションをグループ全体の取り組みとして展開してまいります。

長期経営構想「Beyond Imagination 2030」

基本方針

- ① 多様化する組織や社会に対応する自律型人材の育成・活用
- ② エレクトロニクス事業の継続した成長と新規事業領域の創造
- ③ 医療・医薬品事業の更なる成長
- ④ デジタルトランスフォーメーションによる進化と変革
- ⑤ 新たな事業の創出
- ⑥ 戦略的なM&A
- ⑦ SDGs（持続可能な開発目標）への取り組み強化

目標

- ① 収益性 ROE（自己資本利益率）18%
- ② 株主還元 DOE（株主資本配当率）5%以上維持

当社は、単なる規模の拡大を目指すのではなく、社会的責任を果たすと同時に、株主価値の最大化を目指しています。長期にわたり、利益を拡大しながら資本効率を高めていくこと、また、株主の皆様に必要な利益を還元することに取り組んでまいります。これらの活動を推進するため、収益性ROE（自己資本利益率）18%及び株主還元DOE（株主資本配当率）5%以上維持を長期経営構想「Beyond Imagination 2030」における当社の目標として設定しています。DOE5%以上維持の目標に加え、連結総還元性向100%を目安とした株主還元を少なくとも2028年3月期まで実施する方針に基づき、ROEのさらなる改善を目指しており、2025年3月期においては、ROE10.6%、DOE11.6%となりました。今後も引き続き目標の達成を目指した活動を進めてまいります。

長期経営構想「Beyond Imagination 2030」の基本方針ごとにグループ全体で各種施策に取り組んでおり、特に次の施策を重点的に取り組んでいます。

1. 多様化する組織や社会に対応する自律型人材の育成・活用（基本方針①）

多様化する組織や社会に対応し、企業として成長していくには、それを支えていく人材の育成が重要な課題と考えています。「仕事のやりがい」「職場環境」「公正な評価・給与」の3つをバランス良く整えることで、自ら目標を設定し、その達成のためのプロセスと成果の創出を楽しむことができる自律型人材があふれる組織を目指しています。

2. エレクトロニクス事業の継続した成長と新規事業領域の創造（基本方針②）

当社グループのエレクトロニクス事業は、主力製品であるSRの市場において世界トップクラスのシェアを有し、また、海外での売上比率が9割を超えています。地政学リスクの高まりによる資源等の高騰、欧米諸国での高金利の継続や為替変動、中国の景気低迷など不透明感が高まる状況が続いています。半導体産業においては、IoT・仮想空間等の社会への浸透や第5世代移動通信システム（5G）の普及、生成AI関連製品の増加、DX（Digital Transformation）の進展により、半導体をはじめとする関連需要の拡大が中長期的に見込まれます。また、EV・ハイブリッド車の普及に伴う電動化や、自動運転の普及に伴う電装化により、車載関連部材の拡大も見込まれます。このような状況において永続的に成長していくために、特に次の施策について重点的に取り組んでいます。

<研究開発体制の整備>

研究開発のための積極的な設備投資を行い、国内外の優秀な研究者・技術者の採用と育成に注力しています。当期は、当社嵐山事業所敷地内に当事業における研究開発を目的とした新たな技術開発センターを開設しました。今後は、主力製品であるドライフィルムタイプのSRの技術開発を目的とした生産技術センターの建設を予定しております。設備投資に加え外部連携も強化し、事業開発を強く推進していきます。

<新製品の迅速な事業化>

当社グループでは、製品化の目処が立ったところで、営業部門・製造部門・開発部門から選抜した専属プロジェクトを立ち上げ、一定の責任と権限を付与することにより、製品化から事業化までの障壁を乗り越える力を高めスピードアップを両立しながら事業化を推進しています。

<為替リスク対策>

米政権による関税政策などの影響で為替リスクが高まる状況において、当事業の製品販売価格は外貨建となっていることが多く、為替レートの変動が業績の変動につながりやすいため、為替リスク対策は重要な課題です。引き続き、「地産地販」（「現地（各市場）で販売する製品は現地で生産する」という方針）を推し進めるとともに、原材料の現地調達比率を高めることにより、収入と支出の取引通貨の一致を図ります。

3. 医療・医薬品事業の更なる成長（基本方針③）

医療・医薬品業界は、品質問題による供給停止や医療費抑制のための医療制度改革の推進など予見可能性が低下している環境にあります。このような状況下において、当社グループは将来を通じて既存製品を安定的に供給するために必要な体制の構築、医療機関・患者様のニーズに合致した医薬品の提供を目指します。

<医療用医薬品製造受託事業の継続>

第一三共プロファーマ株式会社の高槻工場を会社分割により承継した太陽ファルマテック株式会社では、医薬品製造受託事業を行っています。従来どおり既存顧客に対する安定供給だけでなく、当期は新しい分野である再生医療分野において受託事業を本格的に開始しました。今後も製造受託事業の成長を目指し、再生医療や遺伝子治療薬などの新しい分野での受託や新規顧客からの受託を強化すると同時に、引き続き高品質な製品の安定供給を行います。

<医療用医薬品製造販売事業の継続>

太陽ファルマ株式会社は、中外製薬株式会社、日本ベーリンガーインゲルハイム株式会社、アストラゼネカ株式会社、Janssen Pharmaceutica NVより譲受した19製品の長期収載品をラインナップしており、医療用医薬品を確実かつ安定的に医療現場へ提供し続けています。当期はパーキンソニズム治療剤「マドパー[®]配合錠L50」を新発売しました。今後も医療現場の声にお応えする医薬品の製剤開発や提供を継続します。

<医薬品の副作用等リスクへの対策>

医薬品の製造販売には、製品回収や販売中止、健康被害に関する賠償責任等に関するリスクが伴います。薬機法[※]及び関連する規制の遵守を徹底するとともに、必要な賠償責任保険に加入することにより、このような事態が発生した場合の財政的負担を最小限に留めるべく対応していきます。

※薬機法…医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

4. デジタルトランスフォーメーションによる進化と変革（基本方針④）

急速な事業環境の変化をとらえつつ、グローバルな競争力を強化していくには、当社グループの業務・仕組み・ビジネスモデルを不断に高度化・革新していくことが重要な課題と考えています。デジタルトランスフォーメーションの推進により、受発注・生産管理・研究開発・新事業開発など、あらゆる業務・仕組みを変革し、グループ内及び顧客に新しい価値を提供していきます。

5. 新たな事業の創出（基本方針⑤）

当社は、中長期的な企業価値の向上のために、既存の事業の強化に加え、新たな事業を継続的に創出するための取り組みを重視しています。エレクトロニクス、医療・医薬品、ICT、ファインケミカル、エネルギー、食糧に続く、当社グループの収益の柱となる新たな事業展開に今後も注力していきます。

6. 戦略的なM&A（基本方針⑥）

既存事業の強化、新規事業の立ち上げ加速のために、当社の保有する経営資源の活用だけでなく、戦略的に他社との業務提携や資本提携、M&Aを今後も積極的に行っていきます。

7. SDGs（持続可能な開発目標）への取り組み強化（基本方針⑦）

当社グループは、SDGsの重要性が世界的に広く注目される以前より、持続的な企業価値の向上に不可欠なものとして、SDGsと親和性のある取り組みを進めてきました。具体的には、日本国内に水上太陽光発電所を18基開所し、再生可能エネルギーの普及促進を通じて気候変動課題に対応しています。また、地域のイベントや美化活動への参加、子ども食堂の実施など、地域社会に根差した活動や取り組みも積極的に行っています。

(5) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

当社グループは、プリント基板用部材を始めとする電子機器用化学品部材の開発・製造販売及び仕入販売に関する事業、医療用医薬品の製造販売・製造受託に関する事業を行っています。

(6) 主要な営業所及び工場（2025年3月31日現在）

太 陽 ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社	当 社	本 社	東京都 豊島区
		嵐山事業所	埼玉県 比企郡嵐山町
太 陽 イ ン キ 製 造 株 式 会 社	連結子会社	本社・工場	埼玉県 比企郡嵐山町
		技 術 開 発 セ ン タ ー	埼玉県 比企郡嵐山町
		工 場	福岡県 北九州市
太 陽 油 墨 （ 蘇 州 ） 有 限 公 司	連結子会社	本社・工場	中華人民共和国
永 盛 泰 新 材 料 （ 江 西 ） 有 限 公 司	連結子会社	本社・工場	中華人民共和国
台 湾 太 陽 油 墨 股 份 有 限 公 司	連結子会社	本社・工場	台湾
韓 国 タ イ ヨ ウ イ ン キ 株 式 会 社	連結子会社	本社・工場	大韓民国
T A I Y O A M E R I C A , I N C .	連結子会社	本社・工場	アメリカ合衆国
TAIYO INK VIETNAM CO., LTD.	連結子会社	本社・工場	ベトナム社会主義共和国
TAIYO INK INTERNATIONAL(HK)LIMITED	連結子会社	本 社	中華人民共和国
太 陽 油 墨 貿 易 （ 深 圳 ） 有 限 公 司	連結子会社	本 社	中華人民共和国
永 勝 泰 油 墨 （ 深 圳 ） 有 限 公 司	連結子会社	本 社	中華人民共和国
永 勝 泰 科 技 股 份 有 限 公 司	連結子会社	本 社	台湾
太 陽 イ ン キ プ ロ ダ ク ツ 株 式 会 社	連結子会社	本 社	大韓民国
TAIYO INK INTERNATIONAL (SINGAPORE) PTE LTD	連結子会社	本 社	シンガポール共和国
TAIYO TRADING(THAILAND)CO., LTD.	連結子会社	本 社	タイ王国
太 陽 フ ァ ル マ 株 式 会 社	連結子会社	本 社	東京都 千代田区
太 陽 フ ァ ル マ テ ッ ク 株 式 会 社	連結子会社	本社・工場	大阪府 高槻市
株 式 会 社 リ ッ ク	連結子会社	本 社	大阪府 大阪市
太 陽 フ ァ イ ン ケ ミ カ ル 株 式 会 社	連結子会社	本社・工場	福島県 二本松市
太 陽 グ リ ー ン エ ナ ジ ー 株 式 会 社	連結子会社	本 社	埼玉県 比企郡嵐山町
株 式 会 社 嵐 山 食 堂	連結子会社	本 社	東京都 豊島区
株 式 会 社 フ ァ ン リ ー ド	連結子会社	本 社	東京都 豊島区
株 式 会 社 ア ペ ッ ク ス	連結子会社	本 社	東京都 豊島区
株 式 会 社 エ ク シ ー ズ	連結子会社	本 社	福岡県 福岡市

(7) 使用人の状況（2025年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

	従業員数			臨時雇用員数		
事業区分	当連結会計年度	前連結会計年度	増減 (△は減)	当連結会計年度	前連結会計年度	増減 (△は減)
エレクトロニクス事業	1,370名	1,344名	26名	100名	88名	12名
医療・医薬品事業	573名	427名	146名	145名	118名	27名
その他・全社共通	542名	439名	103名	60名	66名	△6名
合 計	2,485名	2,210名	275名	305名	272名	33名

(注) 1. 臨時雇用員数は、パートタイム、派遣社員の人数を記載しております。
2. 「その他・全社共通」には、ICT&S事業と当社管理部門を含んでおります。

② 当社の使用人の状況

従業員数			臨時雇用員数		
当事業年度	前事業年度	増減 (△は減)	当事業年度	前事業年度	増減 (△は減)
171名	156名	15名	15名	11名	4名

従業員	平均年齢	平均勤続年数
	38.8歳	8.9年

(注) 上記従業員数には当社から社外への出向社員を除き、社外から当社への出向社員を含んでおります。

(8) 主要な借入先の状況（2025年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	191億円
株式会社みずほ銀行	126億円
農林中央金庫	42億円
株式会社りそな銀行	41億円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はございません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2025年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 普通株式 100,000,000株
- ② 発行済株式の総数 普通株式 58,369,505株
- ③ 株主数 7,708名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
D I C 株 式 会 社	11,234千株	20.04%
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 （ 信 託 口 ）	4,624千株	8.25%
株 式 会 社 光 和	3,533千株	6.30%
株式会社SMBC信託銀行（株式会社三井住友銀行退職給付信託口）	2,232千株	3.98%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	1,946千株	3.47%
CGML PB CLIENT ACCOUNT / COLLATERAL	1,762千株	3.14%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 （ 信 託 口 ）	1,538千株	2.74%
四 国 化 成 ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社	1,490千株	2.66%
BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE CLEARANCE ACC FOR THIRD PARTY	1,320千株	2.35%
BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE SEGREGATION ACC FOR THIRD PARTY	1,215千株	2.17%

(注) 持株比率は自己株式（2,303,889株）を控除して計算しています。なお、自己株式には、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与ESOP信託口）が所有する当社株式（544,560株）を含んでおりません。また、自己株式につきましては、上記大株主からは除外しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

	株 式 の 種 類 及 び 数 （ 株 ）	人 数 (名)
取締役（監査等委員である取締役及び社外役員を除く。）	普通株式 64,036	4

- (注) 1. 当社の株式報酬制度（業績連動株式報酬及び譲渡制限付株式報酬）の内容については、「(3) 会社役員の状況 ③当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等 イ.取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針に関する事項」に記載しております。
2. 上記のうち24,636株は譲渡制限付株式報酬制度による、39,400株は業績連動株式報酬制度による当社普通株式の交付数であります。
3. 上記のうち譲渡制限付株式報酬制度の対象となる取締役は2名、業績連動株式報酬制度の対象となる取締役は4名であります。

- ⑥ その他の株式に関する重要な事項
該当事項はございません。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はございません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2025年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	佐 藤 英 志	グループ最高経営責任者（CEO） リスクマネジメント担当 医療・医薬品カンパニーCEO 研究本部担当 太陽ファルマ株式会社代表取締役会長 株式会社ファンリード取締役 太陽ファルマテック株式会社代表取締役社長
代表取締役副社長	齋 藤 齊	エレクトロニクスカンパニーCEO 太陽インキ製造株式会社取締役 太陽油墨（蘇州）有限公司董事長 太陽油墨貿易（深圳）有限公司董事長 台湾太陽油墨股份有限公司董事長 韓国タイヨウインキ株式会社理事 TAIYO AMERICA, INC. Director TAIYO INK INTERNATIONAL (SINGAPORE) PTE LTD Director 永勝泰科技股份有限公司董事長 永勝泰油墨（深圳）有限公司董事長 太陽インキプロダクツ株式会社理事 TAIYO TRADING (THAILAND) CO., LTD. Director TAIYO INK VIETNAM CO., LTD. Chairman 永盛泰新材料（江西）有限公司董事 TAIYO CIRCUIT AUTOMATION, INC. Director 泰必豊半導体材料（深圳）有限公司董事
取 締 役	高 野 聖 史	D I C 株式会社常務執行役員新事業統括本部長
取 締 役	土 屋 恵 子	取 締 役 会 議 長 日本軽金属ホールディングス株式会社社外取締役 一般社団法人ティーチャーズ・イニシアティブ理事 株式会社トゥビーイングズアドバイザー 株式会社教育と探求社取締役
取 締 役 (常勤監査等委員)	照 沼 かおり	太 陽 イ ン キ 製 造 株 式 会 社 監 査 役

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 (常勤監査等委員)	杉 浦 秀 徳	一 般 財 団 法 人 杏 の 社 財 団 監 事 オ リ オ ン ビ ール 株 式 会 社 社 外 監 査 役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	佐 藤 郁 美	の ぞ み 総 合 法 律 事 務 所 パ ー ト ナ ー 弁 護 士 ダ イ ダ ン 株 式 会 社 社 外 取 締 役 日 本 光 電 工 業 株 式 会 社 社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)

- (注) 1. 当社は、2024年6月15日開催の第78回定時株主総会の決議により、同日付で監査等委員会設置会社へ移行いたしました。
2. 取締役土屋恵子氏、取締役（常勤監査等委員）杉浦秀徳氏及び取締役（監査等委員）佐藤郁美氏の3名は、社外取締役です。なお、当社は同3名を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。
3. 取締役（常勤監査等委員）照沼かおり氏は、当社の経理部長を経験しており、財務・会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役（常勤監査等委員）杉浦秀徳氏は、証券・金融業界における業務経験を有するほか、金融の専門家として大学の教授、講師を経験しており、財務・会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役（監査等委員）佐藤郁美氏は、弁護士として企業法務、IT・知的財産権関連、海外法務等豊富な専門知識と経験から、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、取締役照沼かおり氏及び杉浦秀徳氏を常勤の監査等委員に選定しております。
7. 当事業年度中における取締役の地位、担当及び重要な兼職の異動は次のとおりです。

氏 名	異 動 前	異 動 後	異 動 年 月 日
佐藤英志	—	研 究 本 部 担 当	2024年 6月15日
土屋恵子	— — —	株式会社トゥビーイングズアドバイザー 株式会社教育と探求社取締役 取締役会議長	2024年 4月 1日 2024年 6月 1日 2024年 6月15日
杉浦秀徳	太陽ファルマテック株式会社監査役	—	2024年 6月24日
佐藤郁美	日本弁護士国民年金基金常務理事 —	— 日本光電工業株式会社社外取締役（監査等委員）	2024年 4月 1日 2024年 6月26日

8. 2025年4月1日以降における取締役の「担当及び重要な兼職の状況」の異動は次のとおりです。

氏 名	異 動 前	異 動 後	異 動 年 月 日
齋藤 斉	泰必豊半導体材料（深圳）有限公司 董事 太陽油墨貿易（深圳）有限公司 董事	泰必豊半導体材料（深圳）有限公司 董事長 太陽油墨貿易（深圳）有限公司 董事長	2025年 4月 1日 2025年 4月 1日

9. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で当社及び「1. 企業集団の現況（6）主要な営業所及び工場」に記載の日本国内に本社の存する当社の子会社の取締役及び監査役（当事業年度中に在任していた者を含む）を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害及び費用を当該保険契約により保険会社が補償するものであり、1年ごとに契約更新しており、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

10. 当社と各取締役との間には補償契約の締結はございませんが、注9. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等に記載のとおり、役員等賠償責任保険契約の補償範囲に会社法第430条の2第1項第1号に規定の費用及び同項第2号規定の損失が含まれており、当該保険料は全額当社が負担しております。

② 当事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏 名	退 任 日	退 任 理 由	退 任 時 の 地 位 ・ 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
竹 原 栄 治	2024年6月15日	退 任	取 締 役 コ ン プ ラ イ ア ン ス ・ オ フ ィ サ 取 締 役 研 究 本 部 議 担 太 陽 イ ン キ 製 造 株 式 会 社 取 締 役 太 陽 油 墨 (蘇 州) 有 限 公 司 董 事 永 勝 泰 科 技 股 份 有 限 公 司 董 事 太 陽 グ リ ー ン エ ナ ジ ー 株 式 会 社 取 締 役
有 馬 聖 夫	2024年6月15日	退 任	取 締 役 医 療 ・ 医 薬 品 カ ン パ ニ ー C B D O (ChiefBusinessDevelopmentOfficer) 太 陽 フ ァ イ ン ケ ミ カ ル 株 式 会 社 取 締 役 太 陽 フ ァ ル マ 株 式 会 社 代 表 取 締 役 太 陽 フ ァ ル マ テ ッ ク 株 式 会 社 取 締 役 株 式 会 社 リ ッ ク ジ 代 表 取 締 役
田 中 智 之	2024年6月15日	退 任	取 締 役 D I C 株 式 会 社 執 行 役 員 経 営 企 画 部 役 長
樋 爪 昌 之	2024年6月15日	退 任	社 外 取 締 役 樋 爪 昌 之 公 認 会 計 士 ・ 行 政 書 士 事 務 所 所 長 税 理 士 法 人 ひ づ め 会 計 代 表 社 員
青 山 朝 子	2024年6月15日	退 任	社 外 取 締 役 日 本 電 気 株 式 会 社 C o r p o r a t e s V P 企 業 会 計 審 議 会 臨 時 委 員
鎌 田 由 美 子	2024年6月15日	退 任	社 外 取 締 役 株 式 会 社 O N E ・ G L O C A L 代 表 取 締 役 株 式 会 社 ル ミ ネ 非 常 勤 取 締 役 株 式 会 社 民 間 資 金 等 活 用 事 業 推 進 機 構 社 外 取 締 役 株 式 会 社 ビ ジ ネ ス ・ プ レ ー ク ス ル ー 社 外 取 締 役

氏 名	退 任 日	退 任 理 由	退 任 時 の 地 位 ・ 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
照沼かおり	2024年6月15日	退 任	常 勤 監 査 役 太 陽 イ ン キ 製 造 株 式 会 社 監 査 役
杉 浦 秀 徳	2024年6月15日	退 任	常 勤 社 外 監 査 役 一 般 財 団 法 人 杏 の 杜 財 団 監 事 オ リ オ ン ビ ー ル 株 式 会 社 社 外 監 査 役
佐 藤 郁 美	2024年6月15日	退 任	社 外 監 査 役 の ぞ み 総 合 法 律 事 務 所 パ ー ト ナ ー 弁 護 士 ダ イ ダ ン 株 式 会 社 社 外 取 締 役

(注) 当社は、2024年6月15日開催の第78回定時株主総会の決議により、同日付で監査等委員会設置会社へ移行いたしました。これに伴い、照沼かおり氏、杉浦秀徳氏及び佐藤郁美氏が監査等委員である取締役役に就任いたしました。

③ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針に関する事項

当社の取締役報酬制度は、以下の基本方針に基づき株主総会の承認の範囲内で指名報酬委員会にて審議された答申内容を尊重し、取締役会で決定、運用します。

<基本方針>

- ・当社は、業務執行取締役（会社法第363条第1項各号に掲げる取締役をいいます。以下同じです。）に対し、確定金額報酬に加え、業績連動金銭報酬、業績連動株式報酬及び譲渡制限付株式報酬を支給する。
- ・業務執行取締役に對し当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与え、株主との一層の価値共有を進める。
- ・短期、中期、長期のインセンティブ・プランを設定することで、業務執行取締役に對して中長期的な企業価値向上への動機付けを与える。
- ・優秀なトップマネジメント人材の獲得とリテンションを図り、株式報酬制度によって業務執行取締役に株式を交付することで、株主としての意識の醸成を図る。

当事業年度に係る役員報酬制度と取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針について、報酬諮問委員会の答申を受け、2024年6月15日開催の取締役会において次のとおり決定しています。

(1) 報酬の種類と株主総会での決議事項

報酬の種類		報酬の名称	株主総会の決議の内容	対象となる役員	員数
固定	金銭	—	確定金額報酬	(取締役(監査等委員である取締役を除く。))	4名
		2024年6月15日 第78回 定時株主総会	確定金額報酬を総額3億円以内(うち社外取締役は6千万円以内)とすること (監査等委員である取締役) 月額700万円以内とすること	取締役(監査等委員である取締役を除く。) うち社外取締役 監査等委員	1名 3名
		短期インセンティブ	業績連動金銭報酬	業務執行取締役 ^(注1)	2名
変動	株式	中期インセンティブ	業績連動株式報酬	業務執行取締役 ^(注1)	2名
		2024年6月15日 第78回 定時株主総会	業務執行取締役に対する業績連動金銭報酬として次の算定方法で算出される金額(上限額)以内の金銭とすること (算定方法) 業績連動金銭報酬(上限額) = 税金等調整前当期純利益× (1から直近3事業年度平均実効税率及び直近3事業年度平均非支配株主に帰属する当期純利益率を引いた値) ^(注2) ×1.6%	業務執行取締役 ^(注1)	2名
		長期インセンティブ	譲渡制限付株式報酬	業務執行取締役 ^(注1)	2名
		2024年6月15日 第78回 定時株主総会	譲渡制限付株式報酬(譲渡制限付株式の付与のための金銭債権)を年額3億円以内とすること及び譲渡制限付株式報酬として当社が発行又は処分する普通株式の総数は、1事業年度当たり80,000株 ^(注3) 以内とすること		

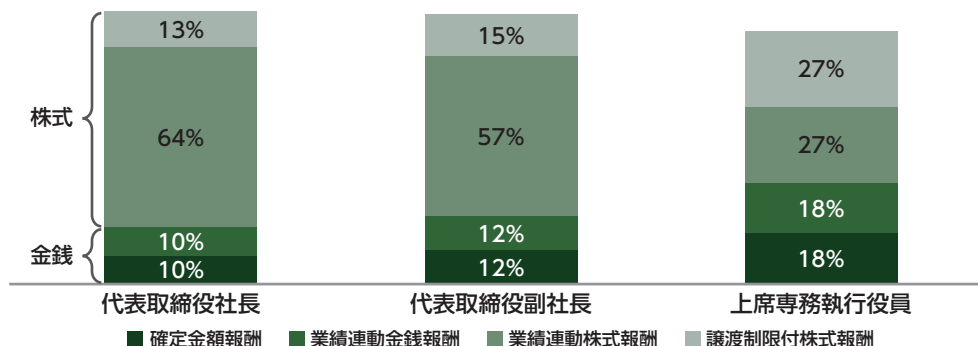
- (注) 1. 業務執行取締役とは、法人税法施行令第69条第9項第1号に該当する取締役をいいます。
2. (1から直近3事業年度平均実効税率及び直近3事業年度平均非支配株主に帰属する当期純利益率を引いた値)・・・以下「A」
・ 直近3事業年度：業績連動金銭報酬又は業績連動株式報酬の支給対象となる事業年度の前3事業年度

- ・実効税率：有価証券報告書に開示する「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項」に記載する「税効果会計適用後の法人税等の負担率」
 - ・非支配株主に帰属する当期純利益率：非支配株主に帰属する当期純利益（百万円未満切捨て）÷税金等調整前当期純利益（百万円未満切捨て）
 - ・「A」で計算するパーセンテージは小数点第3位を四捨五入します。
3. 当社の普通株式の株式分割又は株式併合が行われた場合その他当該各上限数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、分割比率・併合比率等に応じて、当該上限数を、必要に応じて合理的な範囲で調整することができるものとします。

(2) 各報酬等の種類別の個人別の報酬等の額に対する割合の決定方針

- ・固定的に支給され、価値が変動しない確定金額報酬は相対的に低い水準とすること
 - ・業績や株価に連動した報酬の比率を高めること
 - ・業績に連動しその価値（株価）が変動する株式による報酬が過半数を占めるように設計すること
 - ・役位が上がるにつれ、株式による報酬の比率が高くなること
- └ 譲渡制限付株式報酬は長期的なインセンティブとして役位別の固定額を基礎とした株式数を安定的に付与
- └ 業績連動株式報酬は業績の成長に伴い譲渡制限付株式報酬で付与される株式数と比して多く付与

上記方針に基づく2026年3月期における役位別の報酬支給割合は、次を予定しています。



(3) 業績連動報酬の業績指標に「税金等調整前当期純利益」を選択した理由

親会社株主に帰属する当期純利益は、取引先、従業員、金融機関、国、地方自治体等の利害関係者への分配後の利益であり、株主の皆様へに帰属する成果です。その一部を業務執行取締役の分配することから、株主との価値共有という観点から鑑みると、合理的な指標であると考えています。

当社の指標である「税金等調整前当期純利益」に、「実効税率」及び「非支配株主に帰属する当期純利益率」のそれぞれ直近3事業年度平均を考慮することで、「親会社株主に帰属する当期純利益」に実質的に相当する金額を算出し、当該金額を指標としていることから、「親会社株主に帰属する当期純利益」を用いる意義に近いものと考えています。

また、業績連動金銭報酬及び業績連動株式報酬ともに、利益水準が低い（赤字を含みます）場合には、業務執行取締役の報酬も低い水準となり、「税金等調整前当期純利益」が0（ゼロ）以下の場合には支給されません。

(4) 各報酬の概要

1. 確定金額報酬

各取締役への支給額については、役位別に月額報酬を毎月支給します。

2. 業績連動金銭報酬

イ) 概要

業績連動金銭報酬は、株主総会で承認可決された業績連動金銭報酬（上限額）以内で、ロ) 算定式により算出される支給対象となる各事業年度（業績連動金銭報酬が支給された日が属するある特定の事業年度の前事業年度）の報酬総額を支給対象者（業務執行取締役及び上席専務執行役員をいいます。以下同じです。）の当該事業年度の役位に応じて配分し、各事業年度の定時株主総会后1ヶ月以内に金銭で支給します。

ロ) 算定式

業績連動金銭報酬総額（支給総額）＝ 税金等調整前当期純利益 × 「A」 × 支給率

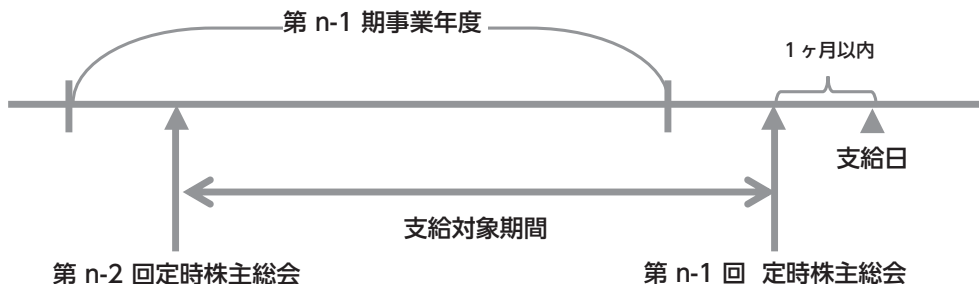
- ・取締役会で決定する確定額（法人税法第34条第1項第3号イ（1）に定める「確定した額」をいいます。以下同じです。）を上限とします。
- ・支給率は、事業年度ごとの支給対象者の役位別の業績連動金銭報酬の、支給人数に応じ、指名報酬委員会の答申を経て取締役会で決定します。
- ・税金等調整前当期純利益の百万円未満は、切捨てとします。
- ・業績連動金銭報酬総額（支給総額）は、1円未満は切捨てとします。
- ・税金等調整前当期純利益が0（ゼロ）以下の場合には、業績連動金銭報酬を支給しません。

ハ) 各人への配分

$$\text{支給対象者への支給額} = \text{業績連動金銭報酬総額} \times \frac{\text{支給対象者のポイント}}{\text{全支給対象者のポイント合計}}$$

- ・支給対象者ポイント：毎期、役位別の人員数、職責を勘案し、指名報酬委員会の答申を経て、取締役会にて決定
- ・支給対象者が、業績連動金銭報酬の支給対象期間（業績連動金銭報酬が支給された日が属するある特定の事業年度の前々事業年度に係る定時株主総会の日から前事業年度に係る定時株主総会の日の前日までの期間をいいます。）の途中で退任（支給対象者の地位を失った場合を含みます。）した場合、支給対象期間の開始日が属する月の翌月から起算して退任した日が属する月までの月数に応じポイントを調整したうえで支給します。

<業績連動金銭報酬及び業績連動株式報酬の支給対象期間>



3. 業績連動株式報酬

イ) 概要

業績連動株式報酬は、株主総会で承認可決された業績連動株式報酬（上限額）以内で、ロ) 算定式により算出される支給対象となる事業年度（業績連動株式報酬が支給された日が属するある特定の事業年度の前事業年度）の報酬総額を当該事業年度の役位に応じて配分し、当社の普通株式の払込資金として各事業年度の定時株主総会后1ヶ月以内に金銭で支給します。

当社は、業績連動株式報酬の支給対象者に対して、200,000株（以下「業績連動株式発行上限数」）以内で新株発行又は自己株式の処分の方法により、当社の普通株式を割り当てることとし、各支給対象者は、支給を受けた業績連動株式報酬金額（但し、業績連動株式報酬相当額に対応する所得税、住民税その他の租税及び社会保険料に相当する金額、払い込みに要する手数料並びに単元株式数の株式に係る払込金額に満たない金額等を除きます。以下同じです。）を払い込むこととします。

なお、業績連動株式報酬は、支給対象者が支給を受ける業績連動株式報酬金額を当社が新たに発行又は処分する普通株式の割り当てに応じて払い込むことに同意しており、当社との間において、一定の譲渡制限期間（払込期日から3年間）、割り当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない旨等の一定の内容を含む業績連動株式割当契約を締結することを条件として支給します。

但し、業績連動株式報酬においては、法令、司法機関の判断等により、当社が各支給対象者に対して普通株式の発行又は処分を行うことができない場合には、業績連動株式報酬として金銭を支給するのものとします。

業績連動株式報酬制度に基づき発行又は処分すべき普通株式の数が、業績連動株式発行上限数又は対象者持株上限数*を超える場合には、超過した数の株式相当額は業績連動株式報酬として金銭で支給します。

また、支給対象者から業績連動株式報酬の支給を受ける権利を相続した者に対しては、業績連動株式報酬として金銭を支給するのものとします。

(*) については、後述「5. 株式報酬制度の割当条件」をご参照ください。

ロ) 算定式

業績連動株式報酬総額（支給総額）＝ 税金等調整前当期純利益 × 「A」 × 支給率

- ・取締役会で決定する確定額を上限とします。支給率は、事業年度ごとの支給対象者の役位別の業績連動株式報酬の支給人数に応じ、指名報酬委員会の答申を経て取締役会で決定します。
- ・税金等調整前当期純利益の百万円未満は、切捨てとします。
- ・業績連動株式報酬総額（支給総額）は、1円未満は切捨てとします。
- ・税金等調整前当期純利益が0（ゼロ）以下の場合には、業績連動株式報酬を支給しません。

ハ) 各人への配分

支給対象者への支給額 = 業績連動株式報酬総額 × $\frac{\text{支給対象者のポイント}}{\text{全支給対象者のポイント合計}}$

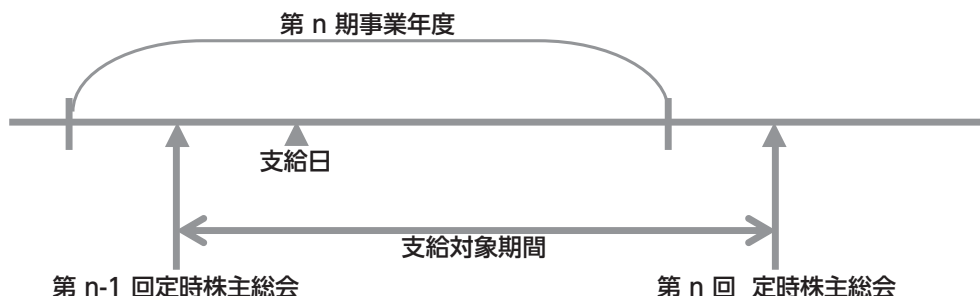
- ・各役位のパイントは、每期、役位別の人員数、職責を勘案し、指名報酬委員会の答申を経て、取締役会にて決定します。
- ・支給対象者が、業績連動株式報酬の支給対象期間（業績連動株式報酬が支給された日が属するある特定の事業年度の前々事業年度に係る定時株主総会の日から前事業年度に係る定時株主総会の日の前日までの期間をいいます。）の途中で退任（支給対象者の地位を失った場合を含みます。）した場合、支給対象期間の開始日が属する月の翌月から起算して退任した日が属する月までの月数に応じポイントを調整したうえで支給します。

4. 譲渡制限付株式報酬

各支給対象者への譲渡制限付株式報酬としての金銭債権の支給額は、譲渡制限付株式報酬の支給対象期間（譲渡制限付株式報酬が支給された日が属するある特定の事業年度の前事業年度に係る定時株主総会の日から当該特定の事業年度に係る定時株主総会の日の前日までの期間をいいます。）の職務執行の対価として普通株式を割り当てられた時点の役位別に設定します。

譲渡制限付株式報酬は、支給対象者が支給を受けた金銭債権の全部を現物出資財産として、80,000株（以下「譲渡制限付株式発行上限数」）以内で当社が新たに発行又は処分する当社の普通株式の割り当てに応じて払い込むことに同意しており、当社との間において、①一定の譲渡制限期間（払込期日から10年間）、割り当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない旨や②譲渡制限期間中に一定の事由が生じた場合には、当該株式を当社が無償で取得する旨等の一定の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結すること、また、支給対象者が当該割当に係る新株発行又は自己株式処分の払込期日の直前時において当社の支給対象者の地位にあること、当該割当に係る新株発行又は自己株式処分が撤回又は差止めその他の事由に基づいて中止されていないことを条件として、取締役会にて決定した支給日に支給します。

<譲渡制限付株式報酬の支給対象期間>



5. 株式報酬制度の割当条件

株式報酬制度は、以下のa)～d)を条件として、以下の株式報酬を、それぞれ支給対象者に割り当てます。

株式報酬制度	制度に基づく報酬の名称	割当方法
譲渡制限付株式報酬制度	譲渡制限付株式報酬	特定譲渡制限付株式を割り当てる方法
業績連動株式報酬制度	業績連動株式報酬	第三者割当の方法により当社が新たに発行又は処分する普通株式をそれぞれ支給対象者に割り当てる方法

(割り当ての条件)

- ある事業年度における株式報酬制度により当社が発行又は処分する普通株式の数の合計は、当該普通株式を引き受ける支給対象者（当該引受の時点において当社の支給対象者である者に限ります。）全員が所有する普通株式と合算して、2,840,000株に満たない数（以下「対象者持株上限数」）とします。
- 譲渡制限付株式発行上限数、業績連動株式発行上限数及び対象者持株上限数は、当社の普通株式の株式分割又は株式併合が行われた場合その他当該各上限数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、分割比率・併合比率等に応じて、当該上限数を、必要に応じて合理的な範囲で調整することができるものとします。

- c) 株式報酬制度それぞれに基づき割り当てられる数については、譲渡制限付株式報酬制度に基づき割り当てられる普通株式の数を優先して決定します。
- d) 株式報酬制度に基づき割り当てられる当社の普通株式1株当たりの払込金額は、原則として、当該発行又は処分する普通株式に係る募集事項の決定に係る各取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とし、当該普通株式を引き受ける支給対象者に特に有利な金額とならない範囲で取締役会において決定します。

(5) 株式報酬ガイドライン

株式報酬制度により支給対象者に対し付与される当社普通株式に対する保有方針を定めたガイドラインを制定し、一定程度の株式数を保有した場合の取締役報酬額の調整について方針を定めています。

なお、取締役報酬額については当該ガイドラインに準じて指名報酬委員会で審議のうえ、取締役会に答申し、取締役会において決定することとしています。

(6) 監査等委員である取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

確定金額報酬：監査等委員である取締役の協議により決定します。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は、指名報酬委員会が「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」に基づき総合的に審議のうえ取締役会に答申し、取締役会はその答申内容を尊重して決定し運用されていることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

ロ. 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）				人数 (名)
		金銭報酬		非金銭報酬等		
		確定 金銭報酬	業績連動 金銭報酬	業績連動 株式報酬	譲渡制限付 株式報酬	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	630 (18)	101 (18)	83 (－)	354 (－)	90 (－)	10 (4)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	46 (27)	46 (27)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	3 (2)
監 査 役 （うち社外監査役）	10 (6)	10 (6)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	3 (2)
合 計 （うち社外役員）	686 (52)	157 (52)	83 (－)	354 (－)	90 (－)	16 (8)

- (注) 1. 当社は2024年6月15日開催の第78回定時株主総会の決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社へ移行しております。監査役に対する報酬等の額は監査等委員会設置会社移行前の期間に係るものであり、監査等委員である取締役に対する報酬等の額は監査等委員会設置会社移行後の期間に係るものであります。
2. 取締役には、業務執行取締役及び非業務執行取締役を含みます。
3. 当事業年度末日の取締役（監査等委員を除く）は4名（うち社外取締役1名）、監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役は2名）です。
4. 当事業年度における業績連動報酬に係る指標の目標及び実績等

	目 標※	実 績
税金等調整前当期純利益	16,800百万円	14,566百万円

※ 目標は、2024年6月17日発表の有価証券報告書（第78期）において記載しております。当事業年度の「 $1 - \text{直近3事業年度平均実効税率} - \text{直近3事業年度平均非支配株主に帰属する当期純利益率}$ 」の値は、71.62%を使用しています。

5. 非金銭報酬等の内容

当事業年度に支給された非金銭報酬等は、2024年6月20日開催の取締役会の決議に基づき、業績連動株式報酬及び譲渡制限付株式報酬として当社普通株式を支給（払込期日：2024年7月9日、払込金額：3,295円／株）しております。

	業績連動株式報酬	譲渡制限付株式報酬
対 象 者	業務執行取締役：4名	業務執行取締役：2名
株 式 数	39,400株	24,636株
譲 渡 制 限 期 間	2024年7月9日～2027年7月8日	2024年7月9日～2027年7月8日

④ 社外役員に関する事項（2025年3月31日現在）

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役土屋恵子氏は、日本軽金属ホールディングス株式会社の社外取締役、一般社団法人ティーチャーズ・イニシアティブの理事、株式会社トゥビーイングズのアドバイザー及び株式会社教育と探求社の取締役です。日本軽金属ホールディングス株式会社、一般社団法人ティーチャーズ・イニシアティブ、株式会社トゥビーイングズ及び株式会社教育と探求社と当社との間には特別の関係はございません。
- ・社外取締役（常勤監査等委員）杉浦秀徳氏は、一般財団法人杏の杜財団の監事及びオリオンビール株式会社の社外監査役です。一般財団法人杏の杜財団及びオリオンビール株式会社と当社との間には特別の関係はございません。
- ・社外取締役（監査等委員）佐藤郁美氏は、のぞみ総合法律事務所のパートナー弁護士、ダイダン株式会社の社外取締役及び日本光電工業株式会社の社外取締役（監査等委員）です。のぞみ総合法律事務所、ダイダン株式会社及び日本光電工業株式会社と当社との間には特別の関係はございません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

・取締役会、監査役会及び監査等委員会への出席状況

	取締役会（12回開催）		監査役会（3回開催）		監査等委員会（9回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率	出席回数	出席率
土屋恵子	12回	100%	—	—	—	—
杉浦秀徳	12回	100%	3回	100%	9回	100%
佐藤郁美	12回	100%	3回	100%	9回	100%

・取締役会、監査役会又は監査等委員会における発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

取締役土屋恵子氏は、人事分野における豊富な経験に基づき、人事部門及び人的資本の強化に関する事項について取締役会で積極的に発言をしており、経営の監督を適切に行うとともに、取締役会では議長として独立的な立場から、実効性のある議事運営に努めてきました。また、指名報酬委員会の委員長として、開催されたすべての回に参加し、当社の役員候補者の選定及びそのプロセスに関し透明性、客観性を高めること等において主導的な役割を果たしました。

取締役（監査等委員）杉浦秀徳氏は、金融に関する豊富な経験と知見から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために適宜質問し、意見を述べる等当社の業務執行を適切に監査しました。

取締役（監査等委員）佐藤郁美氏は、弁護士としての専門的見地を活かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために適宜質問し、意見を述べる等当社の業務執行を適切に監査しました。また、指名報酬委員会の委員として開催されたすべての回に参加し、当社の役員候補者の選定及びそのプロセスに関し透明性、客観性を高めること等において貢献しました。

取締役（監査等委員）杉浦秀徳氏、取締役（監査等委員）佐藤郁美氏のいずれも、参加した監査役会及び監査等委員会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行いました。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社は、その期待される役割を十分に発揮できるように、定款において取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役が、その職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときに限り、法令が定める最低責任限度額としています。これに基づき、取締役である土屋恵子氏、照沼かおり氏、杉浦秀徳氏及び佐藤郁美氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結しております。

連結貸借対照表

(2025年 3月31日現在)

(単位 百万円)

資 産 の 部			負 債 の 部		
科 目	当 連 結 会 計 年 度 末	前 連 結 会 計 年 度 末 (ご 参 考)	科 目	当 連 結 会 計 年 度 末	前 連 結 会 計 年 度 末 (ご 参 考)
	金 額	金 額		金 額	金 額
流 動 資 産	98,008	109,655	流 動 負 債	37,991	64,874
現 金 及 び 預 金	44,903	58,583	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	8,505	8,795
受 取 手 形、売 掛 金 及 び 契 約 資 産	27,896	28,352	短 期 借 入 金	305	9,821
商 品 及 び 製 品	10,539	8,571	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	17,328	33,766
仕 掛 品	1,470	1,451	未 払 金	5,662	6,586
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	9,334	7,143	未 払 法 人 税 等	3,168	1,986
そ の 他	3,897	5,582	賞 与 引 当 金	1,425	1,152
貸 倒 引 当 金	△34	△30	そ の 他 の 引 当 金	111	118
固 定 資 産	94,014	103,096	そ の 他	1,483	2,646
有 形 固 定 資 産	67,638	68,852	固 定 負 債	51,052	47,478
建 物 及 び 構 築 物	30,337	30,690	長 期 借 入 金	46,888	43,134
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	14,746	12,032	繰 延 税 金 負 債	964	1,200
工 具、器 具 及 び 備 品	2,637	2,380	そ の 他 の 引 当 金	89	48
土 地	15,113	15,084	退 職 給 付 に 係 る 負 債	352	292
建 設 仮 勘 定	3,477	7,261	資 産 除 去 債 務	1,424	1,386
そ の 他	1,326	1,403	そ の 他	1,332	1,415
無 形 固 定 資 産	16,341	25,804	負 債 合 計	89,043	112,353
の れ ん	3,032	2,896	純 資 産 の 部		
販 売 権	5,185	13,979	株 主 資 本	94,011	89,925
顧 客 関 連 資 産	4,523	5,000	資 本 金	10,031	9,903
そ の 他	3,599	3,927	資 本 剰 余 金	15,153	15,025
投 資 そ の 他 の 資 産	10,034	8,439	利 益 剰 余 金	76,932	70,989
投 資 有 価 証 券	4,870	4,437	自 己 株 式	△8,106	△5,993
関 係 会 社 株 式	993	1,394	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	8,962	10,469
繰 延 税 金 資 産	1,450	391	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	913	709
退 職 給 付 に 係 る 資 産	576	461	為 替 換 算 調 整 勘 定	8,027	9,766
そ の 他	2,437	1,982	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	21	△6
貸 倒 引 当 金	△294	△227	非 支 配 株 主 持 分	4	4
資 産 合 計	192,022	212,751	純 資 産 合 計	102,978	100,398
			負 債 純 資 産 合 計	192,022	212,751

連結損益計算書

(2024年 4月 1日から
2025年 3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	当 連 結 会 計 年 度	前 連 結 会 計 年 度 (ご 参 考)
	金 額	金 額
売 上 高	119,010	104,775
売 上 原 価	62,823	55,944
売 上 総 利 益	56,187	48,830
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	34,119	30,627
営 業 業 利 益	22,067	18,203
営 業 外 収 益	1,029	632
受 取 利 息	322	262
補 助 金 収 入	261	150
そ の 他	445	219
営 業 外 費 用	1,519	1,525
支 払 利 息	730	664
為 替 差 損	55	175
固 定 資 産 圧 縮 損	233	88
そ の 他	499	597
経 常 利 益	21,577	17,310
特 別 損 失	7,010	5,208
関 係 会 社 株 式 評 価 損	—	416
減 損 損 失	7,010	4,792
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	14,566	12,102
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	5,338	3,741
法 人 税 等 調 整 額	△1,551	△291
当 期 純 利 益	10,779	8,652
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	△0	△1
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	10,780	8,654

貸借対照表

(2025年 3月31日現在)

(単位 百万円)

資 産 の 部			負 債 の 部		
科 目	当事業年度末	前事業年度末 (ご参考)	科 目	当事業年度末	前事業年度末 (ご参考)
	金 額	金 額		金 額	金 額
流 動 資 産	39,358	48,541	流 動 負 債	20,005	44,444
現 金 及 び 預 金	17,574	33,392	短 期 借 入 金	4,141	12,083
売 掛 金	843	760	1年内返済予定の長期借入金	13,158	29,773
関係会社短期貸付金	18,515	11,719	未 払 金	2,273	2,141
未収還付法人税等	291	1,250	未 払 法 人 税 等	31	37
そ の 他	2,133	1,418	賞 与 引 当 金	293	234
固 定 資 産	78,604	84,145	そ の 他	106	173
有 形 固 定 資 産	7,893	8,037	固 定 負 債	38,380	32,580
建 物	4,295	4,563	長 期 借 入 金	36,869	31,827
土 地	2,746	2,735	資 産 除 去 債 務	370	367
そ の 他	851	738	繰 延 税 金 負 債	126	167
無 形 固 定 資 産	1,231	1,500	債 務 保 証 損 失 引 当 金	877	82
ソ フ ト ウ エ ア	924	1,172	そ の 他	136	135
そ の 他	307	327	負 債 合 計	58,385	77,024
投資その他の資産	69,479	74,606	純 資 産 の 部		
投 資 有 価 証 券	4,120	3,797	株 主 資 本	58,676	54,959
関 係 会 社 株 式	34,479	36,768	資 本 金	10,031	9,903
関 係 会 社 出 資 金	2,760	2,634	資 本 剰 余 金	16,294	16,165
前 払 年 金 費 用	328	292	資 本 準 備 金	10,999	10,870
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	35,660	34,190	そ の 他 資 本 剰 余 金	5,294	5,294
そ の 他	584	570	利 益 剰 余 金	40,456	34,883
貸 倒 引 当 金	△8,455	△3,647	利 益 準 備 金	620	620
資 産 合 計	117,962	132,686	そ の 他 利 益 剰 余 金	39,835	34,263
			別 途 積 立 金	12,700	12,700
			繰 越 利 益 剰 余 金	27,135	21,563
			自 己 株 式	△8,106	△5,993
			評 価 ・ 換 算 差 額 等	900	702
			そ の 他 有 価 証 券	900	702
			評 価 差 額 金		
			純 資 産 合 計	59,577	55,662
			負 債 純 資 産 合 計	117,962	132,686

損 益 計 算 書

(2024年 4月 1日から
2025年 3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目										当 事 業 年 度		前 事 業 年 度 (参 考)		
										金 額		金 額		
営 業 外 収 入	関 係 会 社 リ ム 産 業 営 業 外 収 入	不 動 産 業 外 収 入	受 テ 使 賃 貸 収 入	取 イ 用 貸 収 入	配 一 料 収 入	当 収 入	金 入			19,367	23,650	11,785	15,463	
										3,756		3,185		
										90		62		
										434		429		
営 業 外 費 用	営 業 外 費 用	営 業 外 費 用	営 業 外 費 用	営 業 外 費 用	営 業 外 費 用	営 業 外 費 用	営 業 外 費 用			8,461	8,461	8,227	8,227	
営 業 外 費 用	支 投 債 務 経 常 損 失	支 投 債 務 経 常 損 失	支 投 債 務 経 常 損 失	支 投 債 務 経 常 損 失	支 投 債 務 経 常 損 失	支 投 債 務 経 常 損 失	支 投 債 務 経 常 損 失			668	832	652	831	
										163		179		
特 別 損 失	税 引 法 人 当 期 純 利 益	税 引 法 人 当 期 純 利 益	税 引 法 人 当 期 純 利 益	税 引 法 人 当 期 純 利 益	税 引 法 人 当 期 純 利 益	税 引 法 人 当 期 純 利 益	税 引 法 人 当 期 純 利 益			817	1,911	679	1,173	
										48		275		
										794		82		
										250		136		
特 別 損 失	税 引 法 人 当 期 純 利 益	税 引 法 人 当 期 純 利 益	税 引 法 人 当 期 純 利 益	税 引 法 人 当 期 純 利 益	税 引 法 人 当 期 純 利 益	税 引 法 人 当 期 純 利 益	税 引 法 人 当 期 純 利 益				14,109		6,894	
特 別 損 失	税 引 法 人 当 期 純 利 益	税 引 法 人 当 期 純 利 益	税 引 法 人 当 期 純 利 益	税 引 法 人 当 期 純 利 益	税 引 法 人 当 期 純 利 益	税 引 法 人 当 期 純 利 益	税 引 法 人 当 期 純 利 益			4,784	4,784	1,863	1,863	
特 別 損 失	税 引 法 人 当 期 純 利 益	税 引 法 人 当 期 純 利 益	税 引 法 人 当 期 純 利 益	税 引 法 人 当 期 純 利 益	税 引 法 人 当 期 純 利 益	税 引 法 人 当 期 純 利 益	税 引 法 人 当 期 純 利 益			△695	9,325	△1,001	5,030	
										△145		△841		△26
特 別 損 失	税 引 法 人 当 期 純 利 益	税 引 法 人 当 期 純 利 益	税 引 法 人 当 期 純 利 益	税 引 法 人 当 期 純 利 益	税 引 法 人 当 期 純 利 益	税 引 法 人 当 期 純 利 益	税 引 法 人 当 期 純 利 益				10,166		6,058	

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月8日

太陽ホールディングス株式会社 取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 尻 引 善 博

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 櫻 井 良 孝

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、太陽ホールディングス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、太陽ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2025年5月8日

太陽ホールディングス株式会社 取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 尻 引 善 博
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 櫻 井 良 孝

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、太陽ホールディングス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第79期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第79期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適切に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、PwC Japan有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月8日

太陽ホールディングス株式会社 監査等委員会
常勤監査等委員 照 沼 か お り ㊞
常勤監査等委員 杉 浦 秀 徳 ㊞
監 査 等 委 員 佐 藤 郁 美 ㊞

- (注1) 常勤監査等委員 杉浦秀徳、監査等委員 佐藤郁美は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。
- (注2) 当社は、2024年6月15日開催の第78回定時株主総会の決議により、同日をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行したため、2024年4月から移行日までの監査につきましては、旧監査役会が実施した監査内容を引き継いで当事業年度の監査報告としています。

以上

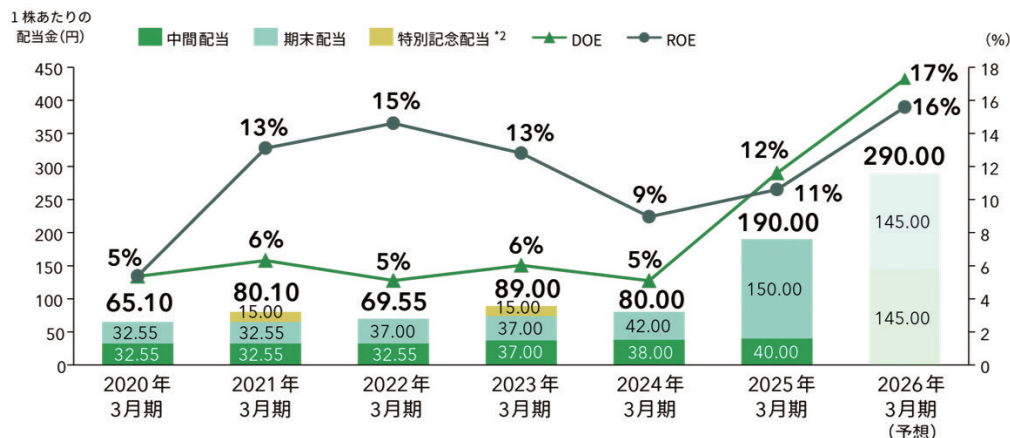
株主の皆様への利益還元方針を変更

当社は、現金による株主還元を最重要政策の一つとして位置付けるとともに、長期経営構想の目標として株主資本配当率（DOE）5%以上を維持することを掲げ、継続的かつ安定的に高水準の利益還元を行ってまいりました。

また、当社は例年、株主還元及び経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため、自己株式の取得を行ってまいりました。しかしながら、2024年3月期及び2025年3月期においては、自己株式取得が難しい状況が続いております。これを受けて、2025年3月期の期末配当については、増配を行うことで、相応の株主還元を実施いたしました。

今後とも、長期経営構想の目標指標である自己資本利益率（ROE）の改善を重視し、少なくとも2028年3月期までは連結総還元性向100%を目安とした株主還元を実施してまいります。

年度別推移：配当金^{*1}・DOE・ROE



^{*1} 当社は、2021年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っています。2020年3月期の期首に該当株式分割が行われたものと仮定して算出しています。

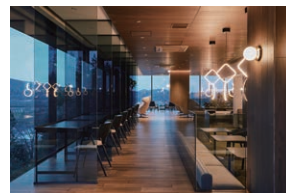
^{*2} 2021年3月期：東証1部上場20周年記念配当、2023年3月期：会社設立70周年記念配当

(注) 将来の配当額等に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的と判断する一定の前提に基づいており、実際の配当額等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。

【太陽インキ製造】技術開発センター「InnoValley」 A&D Awards 2024 ベストワークプレイスカテゴリー 最優秀賞受賞

2024年4月24日に開設した太陽インキ製造株式会社の技術開発センター「InnoValley（イノヴァリー）」が、A&D Awards 2024 ベストワークプレイスカテゴリーで最優秀賞を受賞しました。

A&D Awardsとは、香港の建築・デザイン専門誌『Perspective』が主催するアジアを代表するデザイン賞のひとつです。2024年は香港だけでなく中国や台湾、マカオ、日本、インドなどアジアを中心に多くのエントリーがありました。



a&d AWARDS
2024
GOLD
AWARD
2024

「InnoValley」の概要
所在地：埼玉県比企郡嵐山町
敷地面積：約16,323㎡
延床面積：約10,400㎡
階数：地上6階
開設：2024年4月
設計デザイン：DRAFT

株主総会 会場ご案内図

開催日時 | 2025年6月21日（土曜日）午後1時開会

開催場所 | 東京都豊島区西池袋一丁目11番1号
メトロポリタンプラザビル12階
ステーションコンファレンス池袋 Room 1

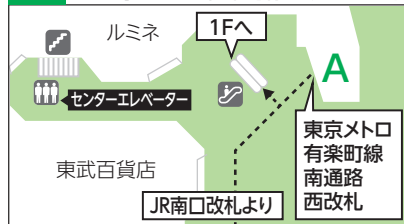
最寄駅のご案内 | **池袋駅** | ・JR、私鉄 ・山手線 ・埼京線 ・湘南新宿ライン ・西武池袋線 ・東武東上線
・東京メトロ ・丸ノ内線 ・有楽町線 ・副都心線



池袋駅の各路線から会場までのご案内

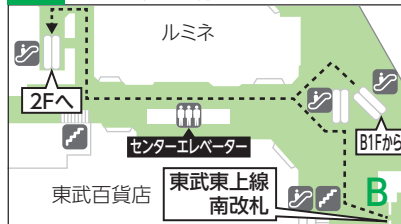
- JR山手線 ● JR埼京線 ● JR湘南新宿ライン
JR池袋駅構内より **C** メトロポリタン口改札をご利用ください。
その先は下記地図をご参照ください。
- 東京メトロ丸ノ内線
中央通路中央改札を出て、**A** 有楽町線南通路西改札に向かい、
その先は下記地図をご参照ください。
- 東京メトロ有楽町線
有楽町線池袋駅構内より **A** 南通路西改札をご利用ください。
その先は下記地図をご参照ください。
- 東京メトロ副都心線
西通路東改札を出て、**A** 有楽町線南通路西改札に向かい、
その先は下記地図をご参照ください。
- 西武池袋線
B1F改札より池袋駅コンコースを通り、**A** 有楽町線南通路西改札に向かい、その先は下記地図をご参照ください。
- 東武東上線
東武東上線池袋駅構内より **B** 南改札をご利用ください。
その先は下記地図をご参照ください。

B1F A 東京メトロ 有楽町線 南通路西改札



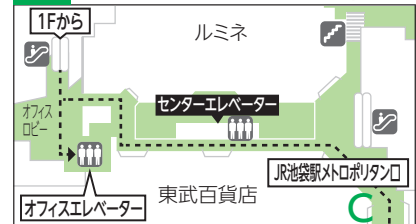
◆プリズムガーデン
エスカレーターで1Fへ

1F B 東武東上線 南改札



◆メトロポリタンプラザビル
オフィス内エスカレーターで2Fへ

2F C JR メトロポリタン口改札



◆オフィスタワーに入り
オフィスエレベーターで12Fへ